

介護保険 の手引き

令和8
年度版



介護保険のしくみ

保険料

サービス利用の手順

サービス計画(ケア
アプラン)の作成

サービス費用の
利用者負担

利用できるサービス

その他

地域包括
支援センター

宇都宮市

も く じ

介護保険のしくみ

みんなが支え合う制度です 3

保険料

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料 5

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料 7

介護保険の財源 8

サービス利用の手順

サービスを利用するまでの流れ 9

①相談します 9

②基本チェックリストを受けます 9

要介護・要支援認定を申請します 9

③認定調査が行われます 10

④審査・判定されます 11

⑤認定結果が通知されます 11

サービス計画（ケアプラン）の作成

介護予防サービスとサービス・活動事業の利用のしかた 13

●要支援1・2と認定された方

●基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方（事業対象者）

介護サービスの利用のしかた 15

●要介護1～5と認定された方

サービス費用の利用者負担

サービスは1割～3割の自己負担で利用できます 17

利用者負担が高額になったとき 21

利用できるサービス

こんなとき、こんなサービスが利用できます 24

介護保険で利用できるサービス 25

●居宅サービス 25

●地域密着型サービス 40

●施設サービス 43

介護予防・日常生活支援総合事業 45

●サービス・活動事業 45

●一般介護予防事業 49

その他

介護保険に関する相談 50

住宅改修に関する支援 51

高齢者の多様な住まいの提供 51

認知症に関する相談 53

認知症に関する支援 54

権利擁護 54

その他の支援 55

介護保険と確定申告 55

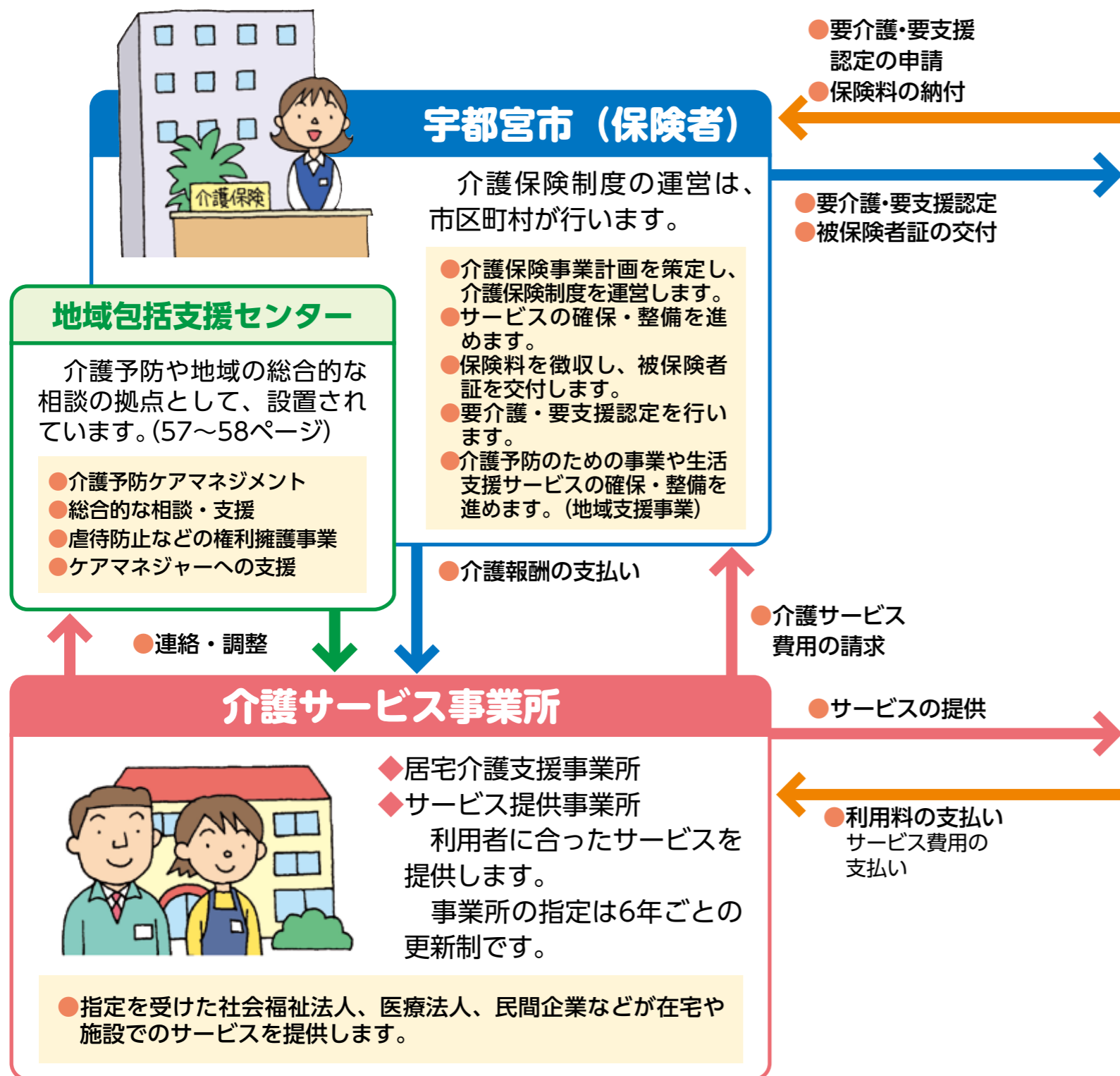
地域包括支援センター

住み慣れた地域で暮らし続けるお手伝い 57

●介護保険のしくみ

みんなが支え合う制度です

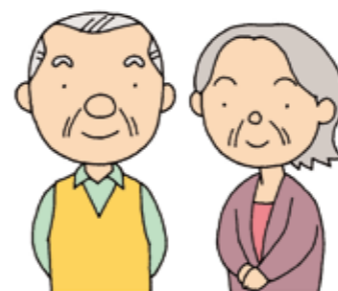
介護保険制度は市区町村が保険者となって運営しています。40歳以上のみなさんは、加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要と認定されたときには、費用の一部を支払ってサービスを利用できるしくみです。



介護保険に加入する方

- 保険料を納めます。
- 要介護・要支援認定を受けて、サービスを利用します。
- サービス利用の際には、利用者負担を支払います。

65歳以上の方 （第1号被保険者）



サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方（どんな病気やけがが原因で介護が必要になったのかは問われません）

40歳から64歳までの方 （第2号被保険者）



サービスを利用できるのは

特定疾病が原因となって、介護が必要であると認定された方（特定疾病以外の原因で介護が必要になった場合は、介護保険の対象にはなりません）

特定疾病とは

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）

被保険者証を大切に!!



こんなときに必要です

- 要介護・要支援認定の申請（更新・変更）
- ケアプランの作成
- サービスの利用

65歳以上の方は

65歳になる前日までに、郵送で交付されます。

40歳から64歳までの方は

要介護・要支援と認定された方に交付されます。

※被保険者証は、大切に保管してください。被保険者証を受け取ったら、住所・氏名・生年月日などに誤りがないか確認してください。

65歳以上の方 (第1号被保険者)

保険料の決め方

決め方

保険料は宇都宮市の介護サービスの利用見込みなどから算出した「基準額」をもとに所得段階別に決められます。保険料は介護保険事業計画の見直しにより、3年ごとに設定します。

$$\text{基準額 (年額)} = \text{宇都宮市に必要な介護給付費の総額} \times \text{65歳以上の方の負担分 (23\%)} \div \text{宇都宮市の65歳以上の方の人数}$$

保険料の額は、所得に応じて、次のような13段階に分けられます。

区分	対象	基準額に対する割合	保険料年額	
第1段階	●生活保護を受けている方 ●市民税非課税世帯かつ老齢福祉年金 ^(*) 受給者 ●市民税非課税世帯かつ本人の公的年金等収入額及び合計所得金額 ^(**) の合計額が82万6,500円 ^(**) 以下の方	基準額×0.285 ^(*)	19,600円	
第2段階	本人が市民税非課税 同じ世帯にいる方全員が市民税非課税	●本人の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が82万6,500円 ^(**) を超え120万円以下の方	基準額×0.485 ^(*)	33,300円
第3段階		●上記以外の方	基準額×0.685 ^(*)	47,100円
第4段階	本人が市民税非課税 同じ世帯に市民税課税者がいる方	●本人の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が82万6,500円 ^(**) 以下の方	基準額×0.9	61,900円
第5段階		●上記以外の方	基準額	68,800円 (月5,735円)
第6段階	本人が市民税課税	●本人の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.2	82,500円
第7段階		●本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	89,400円
第8段階		●本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	103,200円
第9段階		●本人の合計所得金額が320万円以上500万円未満の方	基準額×1.7	116,900円
第10段階		●本人の合計所得金額が500万円以上620万円未満の方	基準額×1.9	130,700円
第11段階		●本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.1	144,400円
第12段階		●本人の合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.3	158,200円
第13段階		●本人の合計所得金額が1,000万円以上の方	基準額×2.4	165,100円

保険料は前年の所得をもとに算定されますので、正しい所得の申告をしましょう。なお、所得が不明の間は世帯状況により第1段階または第4段階が適用されます。

(*)老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

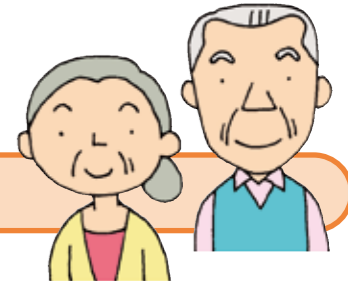
(**)合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。ただし、所得段階区分の判定では長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除、本人が市民税非課税の場合には、公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います。なお、令和7年度税制改正により、給与所得控除の最低保障額が10万円引き上げられましたが、介護保険制度を安定的に運営するため、令和8年度介護保険料に限り、給与等の収入金額が55万円以上190万円未満の人は、給与所得控除の引上げ分を合計所得金額に加算します。

(*)第1～3段階は、保険料の一部を公費により軽減しています。

(*)令和8年度から、第1段階、第2段階、第4段階の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額の基準が80万9千円から82万6,500円に変わりました。

●令和8年度介護保険料における市民税課税・非課税について 令和7年度税制改正により、令和8年度で税法上は住民税が非課税になっても、令和8年度の介護保険料の算定に限り、課税とみなす場合があります。

の保険料



保険料の納め方

65歳になった月(65歳の誕生日の前日の属する月)の分から納めます。納め方は受給している年金の額によって次の2通りにわかれ、個人で納め方を選ぶことはできません。

特別徴収(年金天引き)ではない方 普通徴収

宇都宮市が送付する納付書や口座振替等により、介護保険料を個別に納めます。

- 年金が年額18万円未満の方
 - 65歳になった方
 - 転入してきた方
- 年金天引きが始まるまで → **納付書** や **口座振替** で各自納めます

- 納期は8回(7月～翌年2月までの毎月)あります。
- 年間保険料を納期の回数に分けて納めます。(納期ごとの金額は月額保険料とは異なります)
- 市役所、取り扱い金融機関、コンビニエンスストア、スマートフォンアプリ等で納めます。

口座振替

外出できない方やお支払いがご面倒な方は口座振替が便利です。

▶申込方法

- ①金融機関の窓口
- ②高齢福祉課への郵送
- ③インターネット申込
- ④ペイジー口座振替

▶振替方法

納期限ごとの引き落とし
宇都宮市Web口座振替
受付サービスお申込みページ▶



スマートフォンアプリ

スマートフォン決済アプリを利用して24時間いつでもどこでも簡単に納付できます。

▶支払い方法 納付書にあるコンビニ収納用のバーコードをスマートフォンで読み取って決済します。

※バーコード使用期限内のみお取り扱い可能です。

年金が年額18万円以上の方

特別徴収

年金の定期支払い(年6回)の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。

- 保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)の年6回に分けて天引きになります。4月・6月・8月は、仮に算定された保険料を納め、(仮徴収)、10月、12月、2月は、確定した年間保険料額から仮徴収分を除いた額を納めます(本徴収)。
- 特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6か月後から介護保険料が天引きになります。

本年度



▼こんなときは、一時的に納付書で納めます

- 年度途中で介護保険料が増額になった
- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 介護保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

40歳から64歳までの方 (第2号被保険者) の保険料

保険料の決め方と納め方

◆国民健康保険に加入している方

決め方

保険料は国民健康保険税の算定方法と同様に、所得額および世帯の状況などによって決められます。

納め方

医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税として世帯主が納めます。



◆健康保険組合 (職場の医療保険) などに加わっている方

決め方

医療保険ごとに設定される介護保険料率と、給与 (標準報酬月額) および賞与 (標準賞与額) に応じて決められます。

納め方

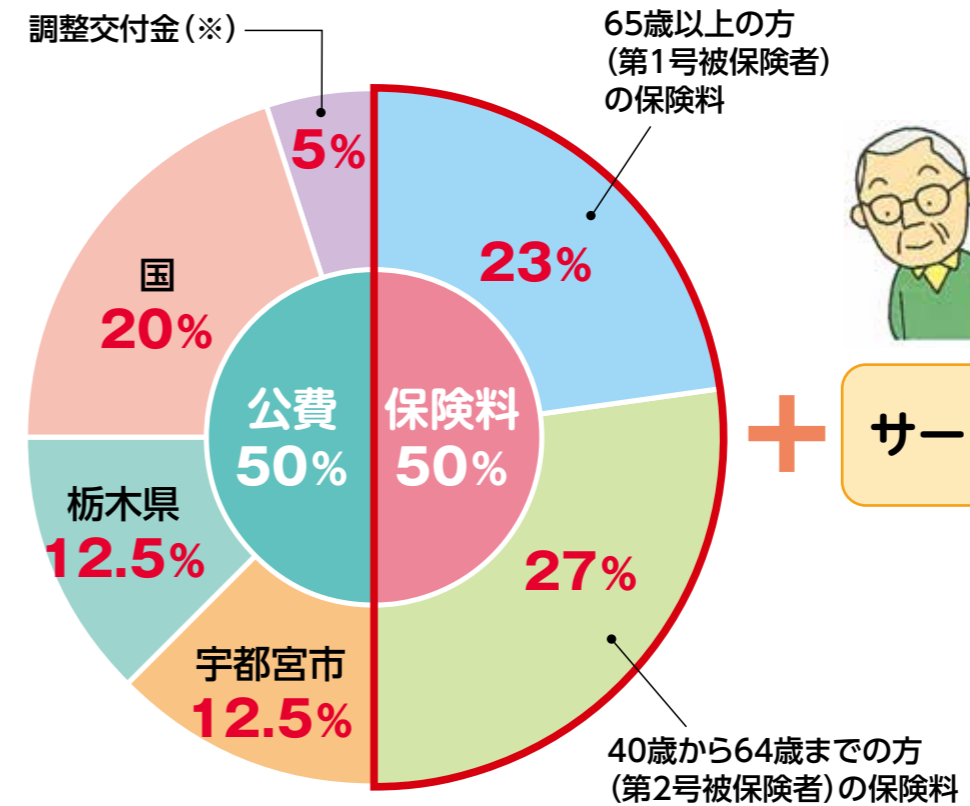
医療保険料と介護保険料を合わせて、給与および賞与から徴収されます。

※40歳から64歳までの被扶養者は、保険料を個別に納める必要はありません。



介護保険の財源

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市町村の負担金、利用者負担を財源に運営されます。



サービスの利用者負担

これらの貴重な財源は、みなさんが受ける介護サービスに対する保険給付費にあてられます。

※調整交付金は、人口構成による市町村間の格差是正を目的とした国の交付金であり、75歳以上の高齢者の割合などに応じて算定されます。

保険料を納めないでいると給付制限の対象となります



保険料を納めないでいると延滞金がかかるだけでなく、保険料を納めている人との公平を図るために、介護サービスを利用するときに法令に基づいて次のような措置がとられます。

納期限から1年納めないでいると

通常は費用の一部を自己負担するところ、費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により、あとで保険給付分が払い戻されます (償還払い)。

納期限から1年6か月以上納めないでいると

償還払いになった保険給付分の払い戻しが一時差し止められます。なお、滞納が続く場合には、保険給付から滞納保険料が差し引かれる場合もあります。

納期限から2年以上納めないでいると

納めないまま2年が経過すると、時効により納めることができなくなります。時効により納められなくなった保険料があると、その期間に応じて、一定期間、保険給付の自己負担割合が引き上げられます。

また、この期間は高額介護 (予防) サービス費等の支給も受けられなくなります。



やむを得ない理由で保険料を納められないときは

災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納めることが難しくなったときは、保険料の減免や徴収猶予が受けられることがあります。困ったときは、お早めに高齢福祉課までご相談ください。



サービスを利用するまでの流れ

●住み慣れた地域で、いつまでも元気で自分らしく暮らすために

介護保険は、介護が必要となっても高齢者が地域で安心して暮らすことを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるよう支援します。

介護保険サービスを利用する上で大切なことは、どんな生活を送りたいかという目標を持ち、実現のために役立つサービスを上手に選ぶことです。まずは、地域包括支援センターや高齢福祉課等の窓口にご相談しましょう。

1 相談します

自立した生活を送るために、どんなサービスが必要なのか地域包括支援センターや高齢福祉課の窓口で相談します。



まだ介護や生活支援は必要ない

いつまでも自立した生活を続けるために、介護予防に取り組みましょう。

49ページへ

2 基本チェックリストを受けます

お住まいの地区を担当する地域包括支援センターで基本チェックリストを受けます。基本チェックリストで生活機能の低下がみられた場合は、「事業対象者」としてサービス・活動事業を利用できます。

利用までの手続きは
13ページへ
利用できるサービスは
45ページへ

※基本チェックリストを受けた後でも、介護が必要と思われる方には要介護・要支援認定の申請を案内します。
※40歳以上65歳未満の方は、基本チェックリストの判定によるサービス・活動事業の利用はできません(要介護・要支援認定を申請し、要支援1・2と認定された方が利用できます)。



何らかの生活支援が必要

2 要介護・要支援認定を申請します

高齢福祉課等の窓口にて認定の申請をしてください。申請は、本人または家族などのほか、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所や介護保険施設などに代行してもらうこともできます。



申請に必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書
- 介護保険の被保険者証
- 個人番号に関するもの
- 医療情報
(医療保険の資格情報画面または資格情報のお知らせ、資格確認書)
※第2号被保険者の場合、上記の写し

申請書には、医療保険被保険者番号、マイナンバー、主治医の氏名、医療機関名などを記入します。

申請担当窓口

- 高齢福祉課 (市役所2階D6番窓口)
- 保健福祉相談担当 (市役所1階A18番窓口)
- 各地区市民センター及び出張所



何らかの介護が必要

3 認定調査が行われます

●認定調査

申請後、宇都宮市の調査員などが電話等で調査日時の希望をお聞きします。その後、自宅などを訪問し、心身の状況を調べるために、本人と家族などから聞き取り調査などをします。(全国共通の調査票が使われます)



●主治医意見書

本人の主治医(かかりつけ医)が介護を必要とする原因疾患などについて記入します。



なお、この意見書は、宇都宮市から主治医に直接依頼します。申請者は、前もって主治医に介護保険の要介護・要支援認定の申請をすることを伝えてください。

主な調査項目

基本調査

- | | |
|-----------|---------------|
| ●麻痺等の有無 | ●排尿 |
| ●拘縮の有無 | ●排便 |
| ●寝返り | ●清潔 |
| ●起き上がり | ●衣服着脱 |
| ●座位保持 | ●外出頻度 |
| ●両足での立位保持 | ●意思の伝達 |
| ●歩行 | ●記憶・理解 |
| ●立ち上がり | ●大声を出す |
| ●片足での立位 | ●ひどい物忘れ |
| ●洗身 | ●薬の内服 |
| ●視力 | ●金銭の管理 |
| ●聴力 | ●日常の意思決定 |
| ●移乗 | ●過去14日間に受けた医療 |
| ●移動 | ●日常生活自立度 |
| ●えん下 | |
| ●食事摂取 | |

概況調査

特記事項



キーワード解説 地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で、その方らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える中核機関として、地域包括支援センターが設置されています。

※詳しくは、57～58ページをご覧ください。

- 介護予防ケアマネジメント(自立した生活ができるよう支援します)
- 総合的な相談・支援(何でもご相談ください)
- 権利擁護、虐待の早期発見・防止(みなさんの権利を守ります)
- ケアマネジャーへの支援(さまざまな方面から支えます)



主任ケアマネジャー



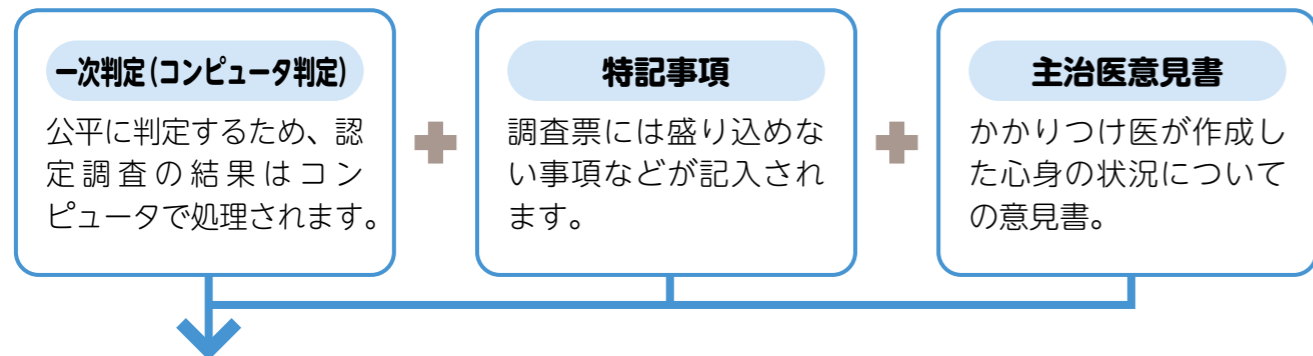
保健師



社会福祉士

4 審査・判定されます

一次判定（コンピュータ判定）の結果と特記事項、主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査し、要介護状態区分が判定されます。



二次判定(介護認定審査会)

宇都宮市が任命する保健、医療、福祉の専門家から構成された介護認定審査会が総合的に審査し、要介護状態区分が決められます。



5 認定結果が通知されます

介護認定審査会の審査結果にもとづいて、以下の区分に認定されます。

- **要介護1～5**→介護サービスが利用できます。
※サービス・活動事業を利用している方が要介護1～5のいずれかに認定された場合でも、宇都宮市が定める要件に該当する方については、継続してサービス・活動事業を利用できます。
- **要支援1・2**→介護予防サービス、宇都宮市が行うサービス・活動事業が利用できます。
- **非該当**→介護サービスや介護予防サービスは利用できません。
ただし、基本チェックリストを受けて「事業対象者」と判定された場合は、宇都宮市が行うサービス・活動事業が利用できます。

結果が記載された「認定結果通知書」と「介護保険被保険者証」が届くので、記載されている内容を確認しましょう。

認定結果の有効期間と更新手続き

認定の有効期間は原則として新規の場合は6か月、更新認定の場合は12か月です（月途中の申請の場合は、その月の末日までの期間+有効期間）。また、認定の効力発生日は認定申請日になります（更新認定の場合は前回認定の有効期間満了日の翌日）。

要介護・要支援認定は、有効期間満了前に更新手続きが必要です。更新の申請は、要介護・要支援認定の有効期間満了日の60日前から受け付けます。

要介護状態区分

要介護 1

要介護 2

要介護 3

要介護 4

要介護 5

介護サービスによって生活機能の維持・改善を図ることが適切な方などです。

要支援 1

要支援 2

要介護状態が軽く、介護予防サービスやサービス・活動事業によって生活機能が改善する可能性の高い方などです。

非該当

要介護や要支援に当てはまらない方です。

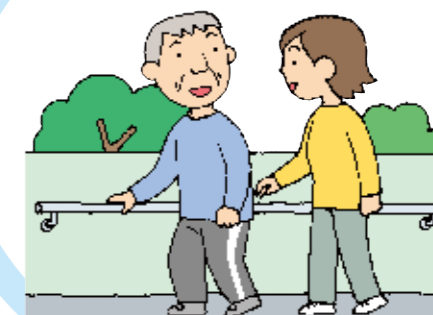
基本チェックリストを受けて「事業対象者」と判定された場合は、サービス・活動事業が利用できます。

介護サービス (介護給付)が利用できます



利用までの手続きは
15ページへ
利用できるサービスは
24ページへ

介護予防サービス (予防給付)が利用できます



利用までの手続きは
13ページへ
利用できるサービスは
24ページへ

サービス・活動事業 (介護予防・日常生活支援総合事業) が利用できます



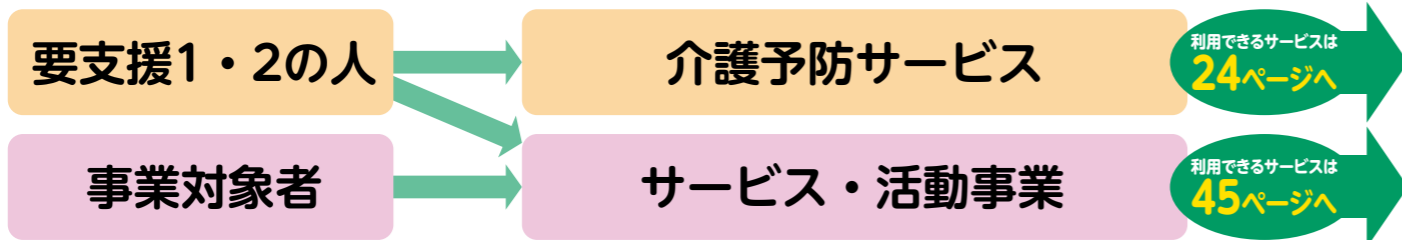
利用までの手続きは
13ページへ
利用できるサービスは
45ページへ

介護予防サービスとサービス・

●要支援1・2と認定された方

●基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方(事業対象者)

■利用できるサービス



■利用のしかた

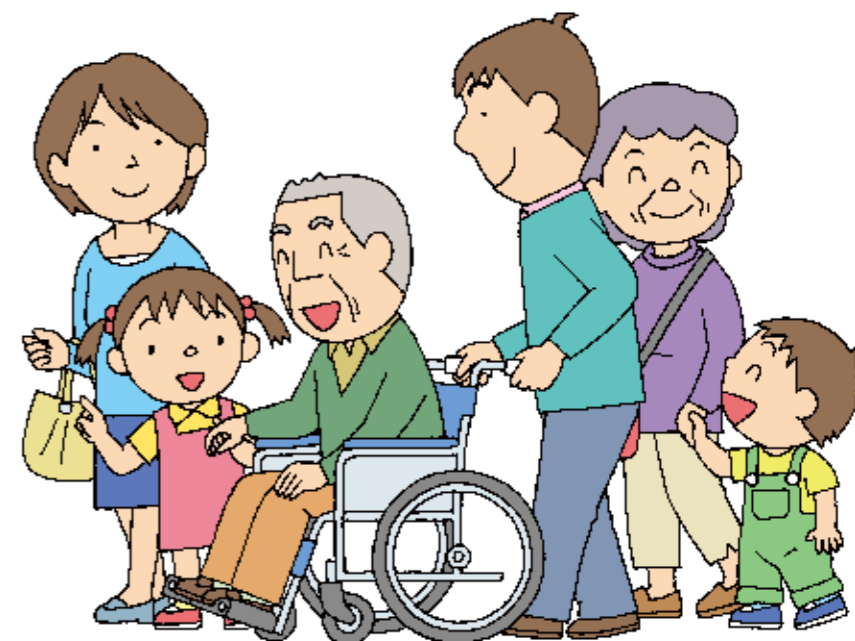
地域包括支援センター等に依頼して、心身の状態に応じたサービス内容を盛り込んだ介護予防ケアプランを作成します。サービス・活動事業のみ利用の場合

※要支援1・2の人は、介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業所に依頼することもできます。は、地域包括支援センターに依頼します。

※介護予防ケアプランの作成は全額保険給付となり、利用者負担はありません。

活動事業の利用のしかた

●サービス・活動事業を利用している方が要介護1～5のいずれかに認定された場合でも、サービスA・サービスBを継続的に利用するなど、宇都宮市が定める要件に該当する方については、継続してサービス・活動事業を利用できます。



サービス計画(ケアプラン)の作成

認定結果の通知(要支援1・2)

基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方

地域包括支援センター等

保健師などによる
アセスメント



本人・家族との話し合いにより、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、課題を分析します。

サービス担当者
会議



目標を設定して、それを達成するための支援メニューを、利用者・家族とサービス担当者を含めて検討します。

介護予防
ケアプランの作成



介護予防サービスやサービス・活動事業のほか、保健・医療サービスや福祉サービスなどを組み合わせ、目標を達成するためのサービスの種類や回数を決定します。

サービス事業所と
契約



訪問型サービス相当や通所型サービス相当、福祉用具貸与などを行うサービス事業所と契約します。

介護予防サービスなどを利用



介護予防ケアプランに沿って、サービスが提供されます。
介護予防サービス → P24
サービス・活動事業 → P45
※一定期間ごとに効果を評価し、プランを見直します。

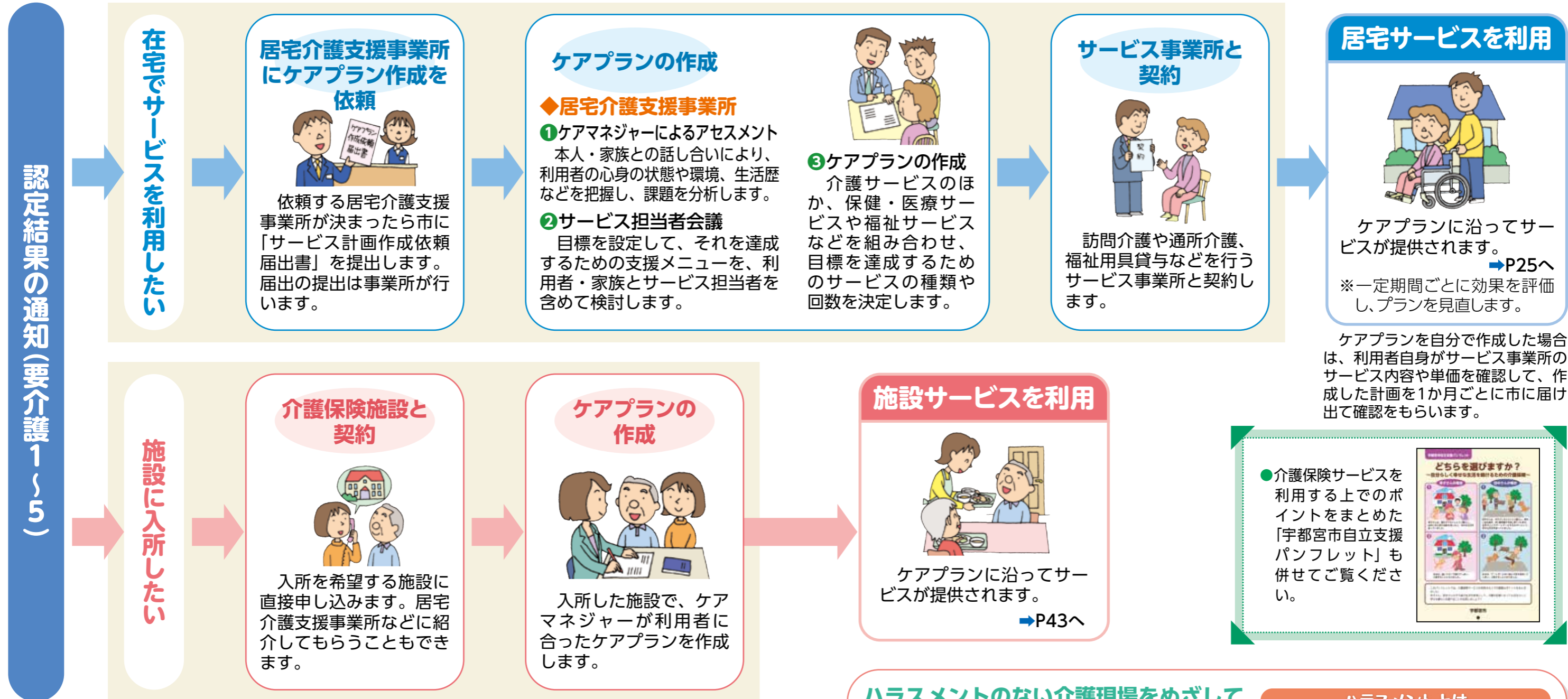
●介護保険サービスを利用する上でのポイントをまとめた「宇都宮市自立支援パンフレット」も併せてご覧ください。

介護サービスの利用のしかた

●要介護1～5と認定された方

「要介護1～5」と認定された方は、介護保険の介護サービスを利用できます。サービスを利用するためには、居宅介護支援事業所などに依頼して、心身の状況に応じたサービス内容を盛り込んだケアプランを作成します。

※ケアプランの作成は全額保険給付となり利用者の負担はありません。



サービス計画(ケアプラン)の作成

●介護保険サービスを利用する上でのポイントをまとめた「宇都宮市自立支援パンフレット」も併せてご覧ください。

キーワード解説 居宅介護支援事業所とは？

宇都宮市の指定を受け、ケアマネジャー*1を配置しています。要介護認定申請の代行*2やケアプランの作成を依頼するときの窓口となり、サービス提供機関と連絡・調整を行います。

※1 介護に関して利用者や家族の相談にのったり、ケアプランを作成したりしてくれる介護の専門家です。

※2 申請を代行できる事業所は厚生労働省令で定められています。

ハラスメントのない介護現場をめざして

近年、介護現場において、利用者やそのご家族等からの介護従事者に対するハラスメントが問題になっています。ハラスメントは、受けた人の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、介護従事者が安心してサービス提供を続けることを難しくし、安定的な介護事業の運営を妨げるものです。ハラスメントを防止することは、利用者が安心して継続的に介護サービスを受けることにもつながりますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

ハラスメントとは

- ①身体的暴力
身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避して危害を免れた場合も含まれます）
- ②精神的暴力
個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為
- ③セクシャルハラスメント
意に沿わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

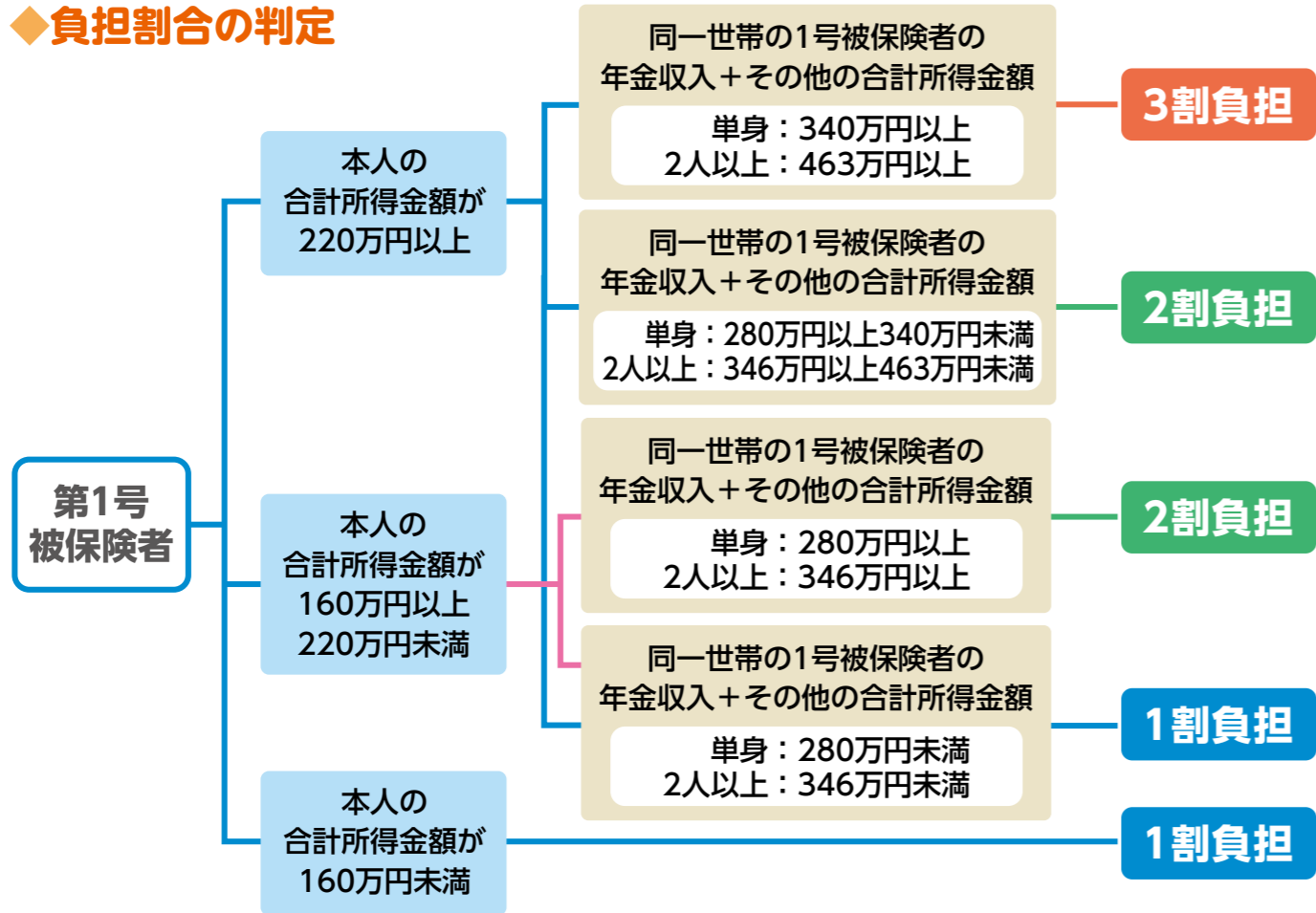
サービスは1割～3割の自己負担で利用できます

介護サービスや介護予防サービス、サービス・活動事業の一部を利用するときには、実際にかかる費用の一部を負担します。

毎年、7月下旬に郵送される介護保険負担割合証の「利用者負担の割合」の欄に記載されている「1割」、「2割」または「3割」が利用者負担割合になります（「要介護・要支援認定」を新規で受ける方は、認定の際に郵送します）。

また、利用するサービスによって、利用者負担とは別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

◆負担割合の判定



※第2号被保険者、市区町村民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

●合計所得金額とは

収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る所得が含まれている場合は、給与所得または公的年金等に係る所得の合計額から10万円を控除した金額を用います。

●その他の合計所得金額

合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

所得が変わった場合は

なんらかの事情によって所得が変わり、負担割合の判定に変更がある場合には、介護保険負担割合証が差し替えられます。

利用者負担の割合が上がったとき

介護保険からの多すぎた給付分を返還するよう請求されます。

利用者負担の割合が下がったとき

多く支払った分が介護保険から給付されます。

◆適用期間

負担割合証の適用期間は毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間となります。適用期間の過ぎた負担割合証は使えません。



令和7年	令和8年	令和9年
◀ 8月1日	7月31日 ▶	◀ 8月1日
負担割合証の適用期間		負担割合証の適用期間
令和6年の所得によって負担割合が決定します		令和7年の所得によって負担割合が決定します

介護保険で利用できる額には上限があります

◆主な居宅サービスの支給限度額(1か月あたり)

居宅サービス、地域密着型サービス、サービス・活動事業を利用する際には、要介護度別に、介護保険で利用できるサービス費用の上限額（支給限度額）が決められています。

●(介護予防) 居宅療養管理指導及び(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）、訪問型サービスB・C、通所型サービスB・C、配食サービスの費用は含みません。

要介護度	利用できる単位数	金額にすると	備考	
事業対象者	5,032単位	50,320円程度	※1単位を10円として計算した場合のめやすの金額です。 ※実際の費用は、「単位数×宇都宮市の地域区分単価(10円～10.42円)」によって算定され、その1割、2割または3割を利用者が負担します。	
要支援	要支援1	5,032単位		50,320円程度
	要支援2	10,531単位		105,310円程度
要介護	要介護1	16,765単位		167,650円程度
	要介護2	19,705単位		197,050円程度
	要介護3	27,048単位		270,480円程度
	要介護4	30,938単位		309,380円程度
	要介護5	36,217単位		362,170円程度

◆その他のサービスの利用限度額

サービスの種類	利用限度額
福祉用具購入費	1年間(4月～翌年3月) [35～36ページ参照] 100,000円
住宅改修費	原則一生涯 [37～38ページ参照] 200,000円
紙おむつ購入費	1か月 [39ページ参照] 5,500円

※サービス利用にあたっての留意点

- 介護保険施設や病院に入所・入院している方（一時帰宅含む）は対象となりません。
- 紙おむつ購入費の支給は、「要支援1・2」の認定を受けた方は対象となりません。



ご注意ください!

限度額を超えてサービスを利用する場合は?

介護保険のサービスには要介護度に応じた上限（支給限度額）が決められていますが、もし、その上限を超えてサービスを利用する場合は、その分については全額自己負担になります。

サービス費用の利用者負担

施設サービスを利用した場合の負担額

◆施設サービスの利用者負担

施設サービスを利用した場合は、サービス費用の1割、2割または3割に加えて、食費と居住費、日常生活費を自己負担します。



サービス費用の1割、2割または3割 + 食費 + 居住費 + 日常生活費

低所得の方は食費・居住費の軽減(負担限度額認定)が受けられます

下記の利用者負担段階に該当する方は、市に申請を行うことにより、申請した月からの食費と居住費が、右ページの利用者負担額に軽減されます。申請後、対象者には「負担限度額認定証」を交付しますので、必ず施設に認定証を提示してください。

◆対象のサービス

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

◆基準費用額(1日当たり)

利用者負担は施設と利用者の間で契約により決められますが、基準となる額が定められています。(施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して国が定める額)

食費の基準費用額	居住費〔滞在費〕の基準費用額			
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
1,445円*	2,066円	1,728円	1,728円(1,231円)	437円★(915円)

* 令和8年8月から 1,545円に変更予定です。

★介護老人保健施設、介護医療院の室料負担のある多床室を利用した場合の基準費用額が697円になります(ショートステイ利用時と同様)。

●介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室及び多床室の基準費用額は()内の金額となります。

◆利用者負担段階

利用者負担段階	要件
第1段階	●生活保護の受給者 ●本人、世帯全員及び配偶者(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税で、老齢福祉年金の受給者であり、本人及び配偶者の預貯金等が一定額以下の方
第2段階	本人、世帯全員及び配偶者(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額*が80万9千円以下(令和8年8月から 82万6,500円以下に変更予定)であり、本人及び配偶者の預貯金等が一定額以下の方
第3段階①	本人、世帯全員及び配偶者(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額*が80万9千円超120万円以下(令和8年8月から 82万6,500円超120万円以下に変更予定)であり、本人及び配偶者の預貯金等が一定額以下の方
第3段階②	本人、世帯全員及び配偶者(別世帯の配偶者を含む)が市民税非課税で、本人の合計所得金額+年金収入額*が120万円を超え、本人及び配偶者の預貯金等が一定額以下の方

*年金収入額…課税年金+非課税年金(厚生労働大臣が定める遺族年金、障害年金等)の受給額

○「預貯金等が一定額以下」とは…第1段階 : 配偶者がいない方は本人のみで1,000万円、配偶者がいる方は夫婦で2,000万円以下
第2段階 : 配偶者がいない方は本人のみで650万円、配偶者がいる方は夫婦で1,650万円以下
第3段階① : 配偶者がいない方は本人のみで550万円、配偶者がいる方は夫婦で1,550万円以下
第3段階② : 配偶者がいない方は本人のみで500万円、配偶者がいる方は夫婦で1,500万円以下

第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、配偶者がいない方は本人のみで1,000万円、配偶者がいる方は夫婦で2,000万円以下(申請時に、本人及び配偶者の預貯金通帳及び有価証券等の写しを添付してください。)

◆利用者負担額(1日当たり)

利用者負担段階	食費の負担額		居住費(滞在費)の負担額			
	施設サービス	短期入所サービス	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室
第1段階	300円	300円	880円	550円	550円(380円)	0円
第2段階	390円	600円	880円	550円	550円(480円)	430円
第3段階①	650円 【680円】	1,000円 【1,030円】	1,370円	1,370円	1,370円(880円)	430円
第3段階②	1,360円 【1,420円】	1,300円 【1,360円】	1,370円 【1,470円】	1,370円 【1,470円】	1,370円【1,470円】 (880円)【(980円)】	430円 【530円★】

令和8年8月から 一部の食費、居住費(滞在費)が【 】内の金額に変更予定。介護老人福祉施設、介護老人保健施設および介護医療院のうち室料負担のある多床室を利用した場合(短期入所療養介護も含む)は、★の金額になります。
※介護老人福祉施設と短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室の負担額は()内の金額となります。

特別な事情による利用者負担額減免

主に世帯の生計を支えている方が自然災害や火災などの災害によって住宅や家財、その他の財産に著しい損害を受けた場合や、長期入院などで収入が著しく減少した場合は、利用者負担の2分の1以上が減免されます。

生活保護による援助など

生活保護について

生活についてお困りの方は、世帯の状況や程度に応じて、必要な援助(生活保護)を受けることができます。

また、生活保護を受けている方については、介護保険の利用料等についても、公費でまかなわれることとなります。

生活保護境界層該当者の減免について

境界層該当者とは、介護(予防)サービスを受ける場合の利用者負担額・食費(基準費用額)・介護保険料等の軽減を受けるとすれば、生活保護を要しない状態にある方です。

境界層に該当するかどうかについては、生活保護の申請により各種調査を行い、決定されるもので、境界層に該当すれば、基準費用額や高額介護(予防)サービス費の上限額の軽減などが受けられます。

※詳しくは生活福祉第1・2課 ☎632-2105・2465までご相談ください。

利用者負担が高額になったとき

高額介護（予防）サービス費等が支給されます

利用者が1か月の間に利用した介護（予防）サービスの利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、下記の利用者負担の上限を超えた場合、市に申請を行うことにより、その超えた分が「高額介護（予防）サービス費」として支給されます。

●世帯合計で支給する場合、それぞれの利用者の利用者負担により支給額を按分して、それぞれの利用者に支給します。

◆1か月の利用者負担の上限

利用者負担段階	所得区分	利用者負担上限額（月額）
現役並み所得者	●同一世帯内に65歳以上で課税所得が690万円以上の人がある方	140,100円（世帯）
	●同一世帯内に65歳以上で課税所得が380万円以上690万円未満の人がある方	93,000円（世帯）
	●同一世帯内に65歳以上で課税所得が145万円以上380万円未満の人がある方	44,400円（世帯）
第4段階	●世帯に市民税課税者がいて、利用者負担段階が「現役並み所得者」ではない方	44,400円（世帯）
第3段階	●世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円*を超える方	24,600円（世帯）
第2段階	●世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万9千円*以下の方	24,600円（世帯）
	●世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方	15,000円（個人）
第1段階	●生活保護を受給されている方	15,000円（個人）

* 令和8年8月から 82万6,500円に変更予定です。

以下の負担は、高額介護（予防）サービス費及び高額医療・高額介護（予防）合算制度の対象となりません！

- 福祉用具購入費、住宅改修費、紙おむつ購入費の利用者負担
- 施設サービス等での食費・居住費（滞在費）、その他日常生活費
- 要介護状態区分別の支給限度額を超えてサービスを利用したときの利用者負担

介護保険と医療保険の利用者負担が高額になった場合は

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間（8月～翌年7月）で合算し高額になった場合は、下の限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護（予防）合算制度」があります。



◆高額医療・高額介護（予防）合算制度の自己負担限度額<年額/8月～翌年7月>

70歳未満の方		70歳以上の方		
所得 (基礎控除後の総所得金額等)	70歳未満の方 がいる世帯	所得区分	70～74歳の方 がいる世帯	後期高齢者医療制度で 医療を受ける方がいる世帯
901万円超	212万円	課 税 所 得	690万円以上	212万円
600万円超 901万円以下	141万円		380万円以上 690万円未満	141万円
210万円超 600万円以下	67万円		145万円以上 380万円未満	67万円
210万円以下	60万円	一 般	56万円	56万円
市民税非課税世帯	34万円	低所得者Ⅱ	31万円	31万円
		低所得者Ⅰ*	19万円	19万円

*低所得者Ⅰ区分の世帯で介護（予防）サービスの利用者が複数いる場合、医療保険からの支給は上記表通りの算定基準額で計算され、介護保険からの支給は別途設定された算定基準額「世帯で31万円」で計算されます。

●毎年7月31日時点で加入している医療保険の所得区分が適用されます。●支給対象となる人は医療保険の窓口へ申請が必要です。

低所得者Ⅱ	市民税非課税の世帯に属する方（低所得者Ⅰ以外の方）
低所得者Ⅰ	市民税非課税の世帯で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる方



サービス・活動事業を利用した場合

- 1か月あたりの介護（予防）サービスとサービス・活動事業の利用者負担の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が、前ページの表の利用者負担の上限を超えた場合、「高額介護（予防）サービス費」に加えて、「高額介護予防サービス費相当事業費」が支給されます。
- 年間の介護（予防）サービスとサービス・活動事業と医療保険の利用者負担の合計が、上の表の自己負担限度額を超えた場合、「高額医療・高額介護合算制度」に加えて、「高額医療・高額介護予防サービス費相当事業費」が支給されます。

*サービス・活動事業のうち、訪問型サービス相当・A、通所型サービス相当・Aの利用者負担が対象となります。

社会福祉法人利用者負担軽減制度

社会福祉法人の事業所等を利用している方で、下記に該当している場合は、市に申請を行うことにより、利用者負担額が軽減されます。

①市・県民税・世帯非課税であって以下のすべての要件を満たす方

- 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。
- 預貯金などの額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した金額以下であること。(本人を含む世帯員の預貯金通帳及び有価証券等の写しを添付)
- 世帯全員が日常生活に供する資産以外に活用できる資産を有していないこと。
- 負担能力のある親族に扶養されていないこと。
- 介護保険料を滞納していないこと。

◆対象となるサービス

- 訪問介護 ●通所介護 ●(介護予防)短期入所生活介護
- 介護老人福祉施設 ●(介護予防)認知症対応型通所介護
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ●看護小規模多機能型居宅介護
- 地域密着型通所介護 ●訪問型サービス相当 ●通所型サービス相当 など

◆軽減されるもの

利用者負担額(「サービスにかかった費用の1割」、「食費・居住費(滞在費)及び宿泊費」)の25%が軽減されます。

介護保険負担限度額認定が非該当の方は、施設サービス※利用時の食費・居住費(滞在費)は、対象外となります。
※施設サービスとは、(介護予防)短期入所生活介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のことです。

②生活保護を受給している方

◆対象となるサービス

- (介護予防)短期入所生活介護 ●地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 介護老人福祉施設

◆軽減されるもの

居住費における自己負担額の全額が軽減されます。

※平成25年8月1日以降に施行された生活扶助基準等の改正に伴い、生活保護が廃止された方で、引き続き、上記①の要件を満たす方は、高齢福祉課までご相談ください。

利用について

申請を行った後、対象者には「軽減確認証」を交付しますので、必ず施設や担当ケアマネジャーに確認証を提示してください。

こんなとき、こんなサービスが利用できます

介護保険で利用できるサービスには、自宅などの生活の場で利用できる居宅サービスや施設へ入所して利用する施設サービスなどがあります。利用する方の心身の状況などに合ったサービスを選んで有効に活用しましょう。

自宅での家事や介護の手助けがほしいときは？

- 介 訪問介護(ホームヘルプ)……P 25へ
- 介 予 訪問入浴介護……P 26へ

自宅でリハビリや医療チェック、療養のアドバイスを受けたいときは？

- 介 予 訪問リハビリテーション……P 26へ
- 介 予 訪問看護……P 27へ
- 介 予 居宅療養管理指導……P 27へ

外に出て介護や機能訓練を受けたり、みんなと交流したいときは？

- 介 通所介護(デイサービス)……P 28へ
- 介 予 通所リハビリテーション(デイケア)……P 29へ

気分転換をしたり、家族の介護の手を休ませたいときは？

- 介 予 短期入所生活介護……P 30へ
- 介 予 短期入所療養介護(ショートステイ)……P 31へ

生活の場としての施設でサービスを受けたいときは？

- 介 予 特定施設入居者生活介護……P 32へ

家庭での介護環境を整えたいときは？

- 介 予 福祉用具貸与……P 33へ
- 介 予 特定福祉用具購入費の支給……P 35へ
- 介 予 住宅改修費の支給……P 37へ
- 介 紙おむつ購入費の支給(市町村特別給付)……P 39へ

地域の特性を生かしたサービスを受けたいときは？

- 介 予 認知症対応型共同生活介護……P 40へ
- 介 介護老人福祉施設入所者生活介護……P 40へ
- 介 定期巡回・随時対応型訪問介護看護……P 41へ
- 介 夜間対応型訪問介護……P 41へ
- 介 予 小規模多機能型居宅介護……P 41へ
- 介 看護小規模多機能型居宅介護……P 42へ
- 介 地域密着型通所介護……P 42へ
- 介 予 認知症対応型通所介護……P 42へ

介護保険が適用される施設へ入所したいときは？

- 介 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)……P 43へ
- 介 介護老人保健施設(老人保健施設)……P 44へ
- 介 介護医療院……P 44へ

※介のサービスは、要介護1~5の方、予のサービスは、要支援1・2の方が利用できます。ただし、認知症対応型共同生活介護については、要支援1の方は利用できません。

介護保険で利用できるサービス

自己負担のめやすは、サービスにかかる基本的な費用の1割をめやすとして掲載しています。また、サービスの利用内容によって、介護職員処遇改善加算などが加算されます。

居宅サービス

訪問を受けて利用するサービス

訪問介護(ホームヘルプ)

要介護1~5の方

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助も利用できます。

■サービス費用のめやす(1回につき)

身体介護	
20分未満	1,698円(自己負担170円)
20分以上30分未満	2,542円(自己負担255円)
30分以上1時間未満	4,032円(自己負担404円)
1時間以上1時間30分未満	5,908円(自己負担591円)
以後30分増すごとに	854円(自己負担86円)

生活援助

20分以上45分未満	1,865円(自己負担187円)
45分以上	2,292円(自己負担230円)

- 早朝(午前6時~午前8時)、夜間(午後6時~午後10時)は25%の割増、深夜帯(午後10時~午前6時)は50%の割増になります。

通院等のための乗車または降車の介助 ▶
1,010円(自己負担101円)

※タクシー料金など移送にかかる費用は別途自己負担

主なサービス内容

身体介護の例

- 食事や入浴の介助
- オムツの交換、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 洗髪、つめ切り、身体せいしきの清拭
- 通院・外出の付き添い など

生活援助の例

- 食事の準備や調理
- 衣類の洗濯や補修
- 掃除や整理整頓
- 生活必需品の買い物
- 薬の受け取り など

※要支援1・2の認定を受けている方および事業対象者は、「サービス・活動事業」の訪問型サービス(45ページ)を利用できます。



(介護予防) 訪問入浴介護

要介護1~5の方

介護職員と看護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供しての入浴介護を行います。

■サービス費用のめやす(1回につき)

13,191円(自己負担1,320円)

主なサービス内容

- 入浴、洗髪、清拭せいしきの介助
- 看護師などによる健康チェック など



要支援1・2の方

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

■サービス費用のめやす(1回につき)

8,919円(自己負担892円)

(介護予防) 訪問リハビリテーション

要介護1~5の方

居宅での生活行為を向上させるために、事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問によるリハビリテーションを行います。

主なサービス内容

- 理学療法士による筋力の維持向上のための機能訓練
- 作業療法士による手芸、工芸など手先の訓練、作業補装具の利用による機能訓練
- 言語聴覚士による言語、聴覚、えん下などの機能訓練 など

■サービス費用のめやす(1回につき)

3,181円(自己負担319円)

※20分間リハビリテーションを行った場合

要支援1・2の方

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、事業所の医師の指示により、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が訪問により短期集中的なリハビリテーションを行います。



■サービス費用のめやす(1回につき)

3,078円(自己負担308円)

※20分間リハビリテーションを行った場合

■短期集中リハビリテーションを施した場合の加算(1日につき)

【要介護1~5】 【要支援1・2】

退院・退所日又は認定日から起算して3月以内

2,066円(自己負担207円)

(介護予防) 訪問看護

要介護1~5の方

疾患等を抱えている方について、医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行います。

主なサービス内容

- 血圧や脈拍など病状のチェック
- 食事や入浴、排せつの介助
- 床ずれの予防や処置
- 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療措置 など

要支援1・2の方

疾患等を抱えている方について、医師の指示により、看護師などが居宅を訪問して、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。



■サービス費用のめやす (1回につき)

	要介護1~5の方	要支援1・2の方
訪問看護ステーションから (30分未満の場合)	4,907円 (自己負担 491円)	4,699円 (自己負担 470円)
病院または診療所から (30分未満の場合)	4,157円 (自己負担 416円)	3,980円 (自己負担 398円)
理学療法士等による訪問 (20分以上の場合)	3,063円 (自己負担 307円)	2,959円 (自己負担 296円)

(介護予防) 居宅療養管理指導

要介護1~5の方

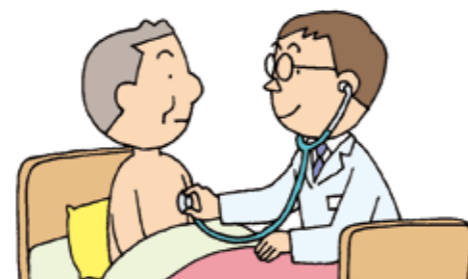
医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。

主なサービス内容

- 医師や歯科医師による療養上の管理や指導
- 薬剤師による服薬などの管理や指導
- 管理栄養士による特別食の献立などの管理や指導
- 歯科衛生士による口腔や義歯の管理や指導 など

要支援1・2の方

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。



■サービス費用のめやす (1回につき)

医師	5,150円 (自己負担 515円)	月2回を限度
歯科医師	5,170円 (自己負担 517円)	月2回を限度
管理栄養士	5,450円 (自己負担 545円)	月2回を限度
歯科衛生士等	3,620円 (自己負担 362円)	月4回を限度
病院又は診療所の薬剤師	5,660円 (自己負担 566円)	月2回を限度
薬局の薬剤師	5,180円 (自己負担 518円)	月4回を限度

施設に通って受けるサービス

通所介護 (デイサービス)

要介護1~5の方

通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

通常規模事業所の場合
前年度の1月あたり平均利用延人員が750人以内の事業所の場合
(7時間以上8時間未満の場合) ※送迎を含む

要介護1	6,757円 (自己負担 676円)
要介護2	7,979円 (自己負担 798円)
要介護3	9,243円 (自己負担 925円)
要介護4	10,506円 (自己負担 1,051円)
要介護5	11,789円 (自己負担 1,179円)

なお、事業所の規模などにより、サービス費用が異なります。

食費やおむつ代などについては実費負担になります。

※要支援1・2の認定を受けている方および事業対象者は、「サービス・活動事業」の通所型サービス (47ページ) を利用できます。

主なサービス内容

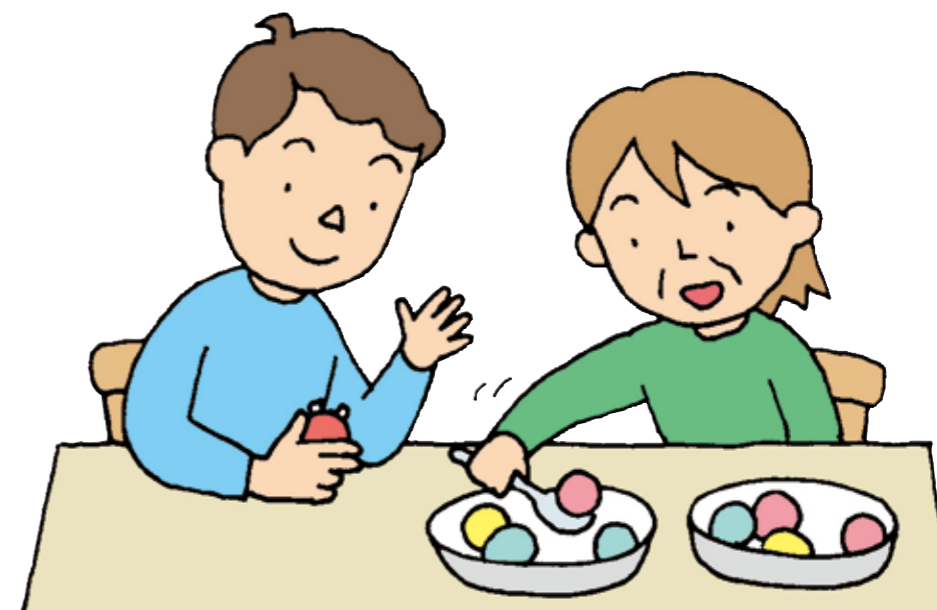
- 看護師や保健師などによる健康チェック
- 機能訓練指導員の計画にそった日常動作訓練
- レクリエーションなどほかの方との交流 など

- 入浴介助を行った場合の加算額のめやす (1回につき)

410円 (自己負担 41円) ~

- 機能訓練を行った場合の加算額のめやす (1日につき)

575円 (自己負担 58円) ~



(介護予防) 通所リハビリテーション (デイケア)

要介護1~5の方

医師の指示により、介護老人保健施設や医療機関などで、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを、日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

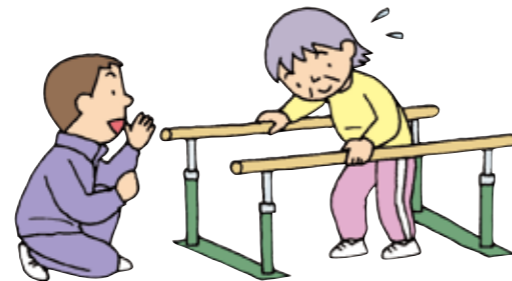
前年度の1月あたり平均利用延人員が750人以内
の事業所の場合(7時間以上8時間未満の場合)
※送迎を含む

要介護1	7,871円 (自己負担 788円)
要介護2	9,327円 (自己負担 933円)
要介護3	10,805円 (自己負担 1,081円)
要介護4	12,550円 (自己負担 1,255円)
要介護5	14,245円 (自己負担 1,425円)

短期集中リハビリテーションや栄養改善サービス等は、別途加算になります。
食費やおむつ代などについては実費負担となります。

主なサービス内容

- リフトバスなどによる送迎
- 医師の指示に基づく、理学療法士、作業療法士などによる機能訓練 など
- レクリエーションなどほかの方との交流 など



介護予防通所リハビリテーションでは、以下のようなプログラムも利用できます。利用者の目標に応じて単独、あるいは複数を組み合わせて利用します。

※事業所によっては、一部実施していない場合があります。

栄養改善

管理栄養士などが、低栄養を予防するための食べ方や、食事作りや食材購入方法の指導、情報提供などを行います。

口腔機能向上

歯科衛生士や言語聴覚士などが、歯みがきや義歯の手入れ法の指導や、摂食・えん下機能を向上させる訓練などを行います。

要支援1・2の方

医師の指示により、介護老人保健施設や医療機関などで、食事などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援、リハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせたサービスを提供します。

■サービス費用のめやす (月単位の定額)

※送迎、入浴を含む

要支援1 ▶1か月23,428円 (自己負担 2,343円)	要支援2 ▶1か月43,675円 (自己負担 4,368円)
--------------------------------------	--------------------------------------

栄養改善

- ▶1か月2,066円 (自己負担 207円)
- 口腔機能向上
- ▶1か月1,549円~ (自己負担 155円)

食費やおむつ代などについては実費負担となります。

施設に入所して受けるサービス

(介護予防) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

要介護1~5の方

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事など日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の「ユニット型個室」の場合

要介護1	7,272円 (自己負担 728円)
要介護2	7,974円 (自己負担 798円)
要介護3	8,749円 (自己負担 875円)
要介護4	9,482円 (自己負担 949円)
要介護5	10,195円 (自己負担 1,020円)

+

食費・滞在費 (全額自己負担)

要支援1・2の方

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の世話や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の「ユニット型個室」の場合

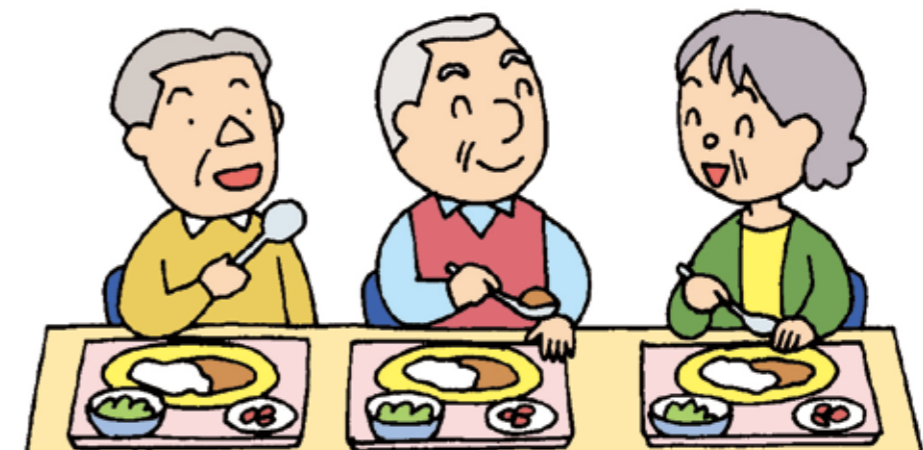
要支援1	5,464円 (自己負担 547円)
要支援2	6,776円 (自己負担 678円)

+

食費・滞在費 (全額自己負担)

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 看護師などによる健康のチェック
- 機能訓練指導員などによる機能訓練 など



- 施設の職員数や形態などによって単価が異なります。(おむつ代はサービス費用に含まれます。)
- 全額自己負担である食費および滞在費のめやす (基準費用額) は、19ページをご確認ください。
※食費・滞在費とも実際の費用は、各施設により異なります。
- 事業所に応じて別途加算があります。
- 送迎は、利用者の心身の状況や家族等の事情からみて必要と認められるときは利用できます。
- 利用者の心身の状況や介護者の状況などに応じて、30日までの連続利用ができる場合があります。

(介護予防) 短期入所療養介護 (ショートステイ)

要介護1~5の方

医師の指示により、介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話や必要な医療、機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人保健施設の「多床室」の場合

要介護1	8,524円	(自己負担 853円)
要介護2	9,037円	(自己負担 904円)
要介護3	9,694円	(自己負担 970円)
要介護4	10,239円	(自己負担 1,024円)
要介護5	10,804円	(自己負担 1,081円)

+

食費・滞在費 (全額自己負担)

要支援1・2の方

医師の指示により、介護老人保健施設や介護医療院などに短期間入所して、介護予防を目的とした日常生活上の世話や必要な医療、機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす (1日につき)

介護老人保健施設の「多床室」の場合

要支援1	6,295円	(自己負担 630円)
要支援2	7,948円	(自己負担 795円)

+

食費・滞在費 (全額自己負担)

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介護
- 看護師などによる健康のチェック
- 機能訓練指導員などによる機能訓練
- 医師による診療 など



- 施設の職員数や形態などによって単価が異なります。(おむつ代はサービス費用に含まれます。)
- 全額自己負担である食費および滞在費のめやす(基準費用額)は、19ページをご確認ください。
※食費・滞在費とも実際の費用は、各施設により異なります。
- 事業所に応じて別途加算があります。
- 送迎は、利用者の心身の状況や家族等の事情からみて必要と認められるときは利用できます。
- 利用者の心身の状況や介護者の状況などに応じて、30日までの連続利用ができる場合があります。

(介護予防) 特定施設入居者生活介護

要介護1~5の方

介護保険の指定を受けた、軽費老人ホーム(ケアハウス)や有料老人ホームなどに入居している方に、介護サービス計画などに基づいて食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行います。

■サービス費用のめやす (1日につき)

要介護1	5,566円	(自己負担 557円)
要介護2	6,254円	(自己負担 626円)
要介護3	6,973円	(自己負担 698円)
要介護4	7,640円	(自己負担 764円)
要介護5	8,349円	(自己負担 835円)

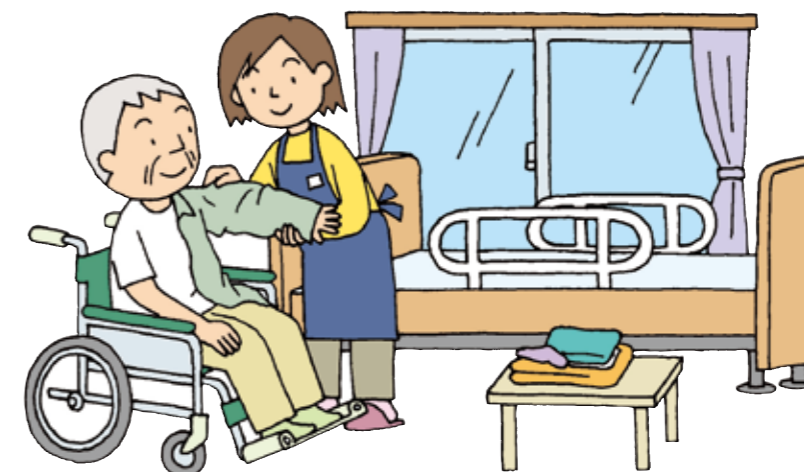
■外部サービス利用型 (1日につき)※

862円 (自己負担 87円)

※訪問介護等を利用した場合には、別途訪問介護サービス費等がかかります。

主なサービス内容

- 食事、入浴、排せつの介助
- 日常生活の世話
- 機能訓練 など



- 個別に機能訓練が必要で実施した場合は、別途加算があります。
- 夜間における看護体制について、一定の要件を満たす場合は、別途加算になります。
- 生活費や家賃などについては、直接施設にお問い合わせください。

要支援1・2の方

介護保険の指定を受けた、軽費老人ホーム(ケアハウス)や有料老人ホームなどに入居している方に、介護予防を目的とした介護サービス計画などに基づいて食事、入浴、排せつなどの介護、その他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話を行います。

■サービス費用のめやす (1日につき)

要支援1	1,879円	(自己負担 188円)
要支援2	3,214円	(自己負担 322円)

■外部サービス利用型 (1日につき)※

585円 (自己負担 59円)

※サービス・活動事業の訪問型サービス等を利用した場合には、別途サービス費等がかかります。

●福祉用具に関するサービス

(介護予防) 福祉用具貸与

要介護1~5の方

要支援1・2の方

車いすやベッドなど日常生活の自立を助ける福祉用具を貸与します。
以下の福祉用具が対象になります。

種 目	要支援1・2 要介護1	要介護2~5	内 容
1 車いす	※	●	<ul style="list-style-type: none"> ●自走用標準型いす ●普通型電動車いす ●介助用標準型車いす ●介助用電動車いす
2 車いす付属品	※	●	車いすと一体的に使用されるもの <ul style="list-style-type: none"> ●クッションまたはパッド ●電動補助装置 ●テーブル ●ブレーキ
3 特殊寝台	※	●	サイドレールが取り付けられてあるもの または取り付けが可能なもので、次のど ちらかの機能があるもの <ul style="list-style-type: none"> ●背部または脚部の傾斜角度が調節できる ●床板の高さが無段階に調節できる
4 特殊寝台付属品	※	●	特殊寝台と一体的に使用されるもの <ul style="list-style-type: none"> ●サイドレール ●介助用ベルト ●マットレス ●ベッド用手すり ●テーブル ●スライディングボード ●スライディングマット
5 床ずれ防止用具	※	●	<ul style="list-style-type: none"> ●送風装置または空気圧調整装置を備え た空気パッドが装着された空気マット ●水等によって減圧による体圧分散効果 を持つ全身用のマット
6 体位変換器	※	●	空気パッド等を身体の下に挿入すること により、体位を変換できる機能があるもの

種 目	要支援1・2 要介護1	要介護2~5	内 容
7 手すり	●	●	取り付けに際し工事を伴わないもの
8 スロープ★	●	●	段差解消のためのもので、取付けに際し 工事を伴わないもの
9 歩行器★	●	●	歩行が困難な方の歩行機能を補う機能が あり、移動時に体重を支える機能がある もの
10 歩行補助つえ★	●	●	<ul style="list-style-type: none"> ●松葉づえ ●多点杖 ●カナディアンクラッチ ●ロフトランドクラッチ ●プラットホームクラッチ
11 認知症老人 徘徊感知機	※	●	認知症の老人が屋外へ出ようとした時な ど、センサーが感知して、家族や隣人等 へ通報するもの
12 移動用リフト (つり具の部分) を除く	※	●	床歩行式、固定式または据置式であり、 身体をつり上げまたは体重を支える構造 があるもので、自力での移動が困難な方 の移動を補助する機能があり、取付けに 住宅の改修を伴わないもの
13 自動排泄処理 装置	※	● (要介護4・5のみ)	次の要件を全て満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ●尿または便が自動的に吸引されるもの ●尿と便の経路となる部分を分割することが可 能な構造を有するもの ●要介護者またはその介護を行う者が容易に使用 できるもの 交換可能部品（レシーバー、チューブ、タン ク等のうち、尿や便の経路となるものであって、 要介護者等またはその介護を行う者が容易に交 換できるもの）及び専用パッド、洗浄液等排泄 の都度消費するもの、並びに専用パンツ、専用 シーツ等の関連製品を除く

★印の福祉用具のうち、固定用スロープ、歩行器（歩行車を除く）、単点杖（松葉づえを除く）、多点杖は、福祉用具
専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。購入を選択した場合は、
特定福祉用具購入費の支給の扱いとなります。

「※」について、軽度者の方（要支援1・2及び要介護1（13については要介護2・3も含む））は、原則として介護保険での貸与は受けられません。
ただし、身体の状態に照らして、一定の条件に当てはまる場合は貸与されることがあります。詳しくは、ケアマネジャー等にご相談ください。

サービス費用のめやす

種目ごとの単価については、サービス提供事業所または居宅
介護支援事業所などにお問い合わせください。

(介護予防) 特定福祉用具購入費の支給

要介護1～5の方

要支援1・2の方

入浴や排せつなどに用いる福祉用具の購入費用を限度額の範囲内で支給します。
 なお、福祉用具購入費の支給対象となる福祉用具は下表のとおりです。

種 目	内 容
1 腰掛便座	<ul style="list-style-type: none"> ●和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの (腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む) ●洋式便器の上に置いて高さを補うもの ●電動式またはスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能があるもの ●ポータブルトイレ (水洗の設置工事費用部分は自費)
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	<ul style="list-style-type: none"> ●レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるもの (居宅要介護者等またはその介護を行う者が容易に交換できるもの) <small>※ただし、専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品を除く。</small>
3 排泄予測支援機器	膀胱内の尿の溜まり具合を可視化するとともに、排尿の機会を居宅要介護者等の介護を行う人等に通知するもの
4 入浴補助用具	<ul style="list-style-type: none"> ●入浴用いす ●浴槽用手すり ●浴槽内いす ●入浴台 (浴槽の縁にかけて利用する台で、浴槽へ出入りするためのもの) ●浴室内すのこ ●浴槽内すのこ ●入浴用介助ベルト (居宅要介護者の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるもの)
5 簡易浴槽	空気又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水または排水のために工事を伴わないもの
6 移動用リフトのつり具部分	—

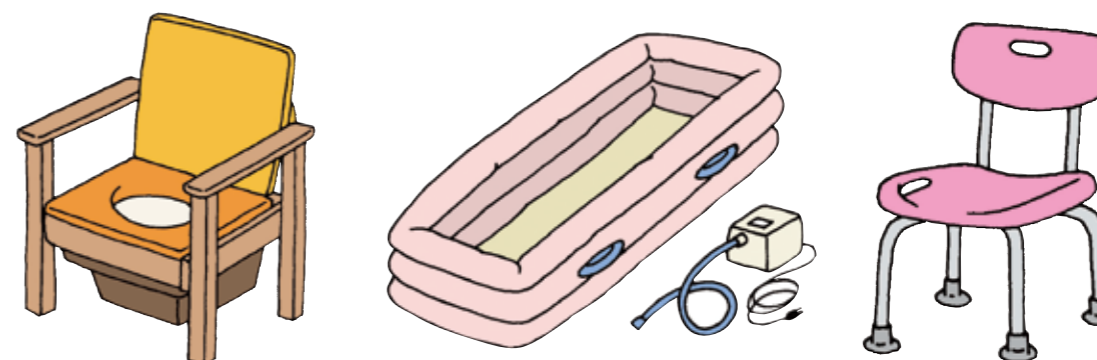
福祉用具貸与の対象用具のうち、下記は福祉用具専門相談員やケアマネジャーの提案を受け、利用者の意思決定で購入することも可能です。

- 固定用スロープ ●歩行器 (歩行車を除く) ●単点杖 (松葉づえを除く)、多点杖

利用限度額について

1年間 (4月～翌年3月) 10万円を限度として、その9割、8割または7割を支給します。

- 介護保険施設や病院に入所・入院している方 (一時帰宅含む) は支給の対象になりません。
- 種目ごとの単価については、販売者または居宅介護支援事業所などにお問い合わせください。また、介護保険制度では、販売者を都道府県等 (宇都宮市内に事業所が所在する場合は市) で指定しています。指定販売者以外で購入した場合は、支給の対象になりません。



支給を受けるには……

福祉用具購入費の支給には、受領委任払いと償還払いがあります。
 なお、福祉用具の購入に際しては、指定販売者以外で購入した場合、支給の対象となりませんので、必ず事前に居宅介護支援事業所に相談してください。

受領委任払い

購入費用の1割、2割または3割 (利用限度額を超える部分は自己負担) を福祉用具販売者に支払って、福祉用具を購入します。

支給の流れ

- ①利用者は、福祉用具販売者に、受領委任払いによる福祉用具購入の手続きを依頼します。
- ②福祉用具販売者は、利用者の利用限度額及び購入予定の福祉用具が支給の対象になるか、高齢福祉課の窓口で確認します。
- ③利用者は、福祉用具販売者に福祉用具にかかる代金の1割、2割または3割 (利用限度額を超える部分は全額自己負担) を支払い、福祉用具を購入します。
- ④福祉用具販売者は、領収書 (証)、福祉用具パンフレット等を添付して、高齢福祉課に申請します。
- ⑤後日、市が残りの代金を販売者に支払った旨の通知を送付します。

償還払い

購入費用の全額を福祉用具販売者に支払って福祉用具を購入し、そのうち9割、8割または7割 (利用限度額を超える部分は全額自己負担) の支給を市に申請します。

支給の流れ

- ①領収書 (証)、福祉用具パンフレット等を添付して高齢福祉課に申請を行い、後日支給を受けます。

住宅環境を整備するサービス (介護予防) 住宅改修費の支給

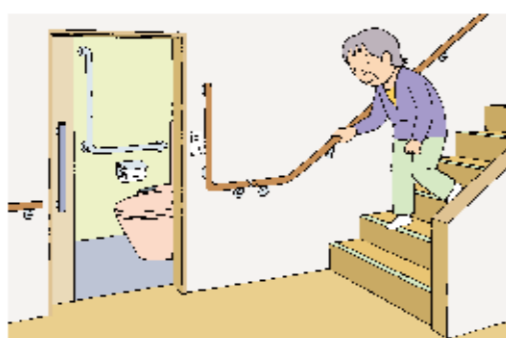
要介護1～5の方

要支援1・2の方

日常生活をする上で必要な、廊下や階段に手すりを取り付けるなどの住宅改修を行う場合、改修費20万円(税込)を限度として、本人の負担割合に応じてその9割、8割または7割を支給します。

なお、住宅改修費の支給対象となる改修は下表のとおりです。

1	手すりの取付け
2	段差の解消
3	滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
4	引き戸等への扉の取替え
5	洋式便器等への便器の取替え
6	その他1～5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修



- 住民票に記載されていない住所の住宅改修は、支給の対象になりません。
- 新築や増築、老朽化に伴う住宅改修は支給の対象になりません。
- 介護保険施設や病院などに入所・入院している方(一時帰宅含む)は支給の対象になりません。ただし、退所・退院日が決まっている方は利用できますので、工事着工前にケアマネジャー等にご相談ください。

利用限度額について

原則、一生涯に20万円を限度としてその9割、8割または7割を支給します。
ただし、「介護の必要の程度」の段階が3段階以上、上がった場合または転居した場合(住民票の異動を伴う)には、再度20万円を限度としてその9割、8割または7割を支給します。

◆3段階以上、上がった場合の考え方

初めて住宅改修に着工した日の要介護状態区分	3段階以上、上がった要介護状態区分
要支援1	要介護3・4・5
要支援2・要介護1	要介護4・5
要介護2	要介護5

支給を受けるには……

住宅改修費の支給には、受領委任払いと償還払いがあります。

なお、すべての住宅改修について、「**改修前に市に申請し、事前に内容確認を受けること**」が必要です。詳しくは居宅介護支援事業所、地域包括支援センターまたは高齢福祉課に相談してください。

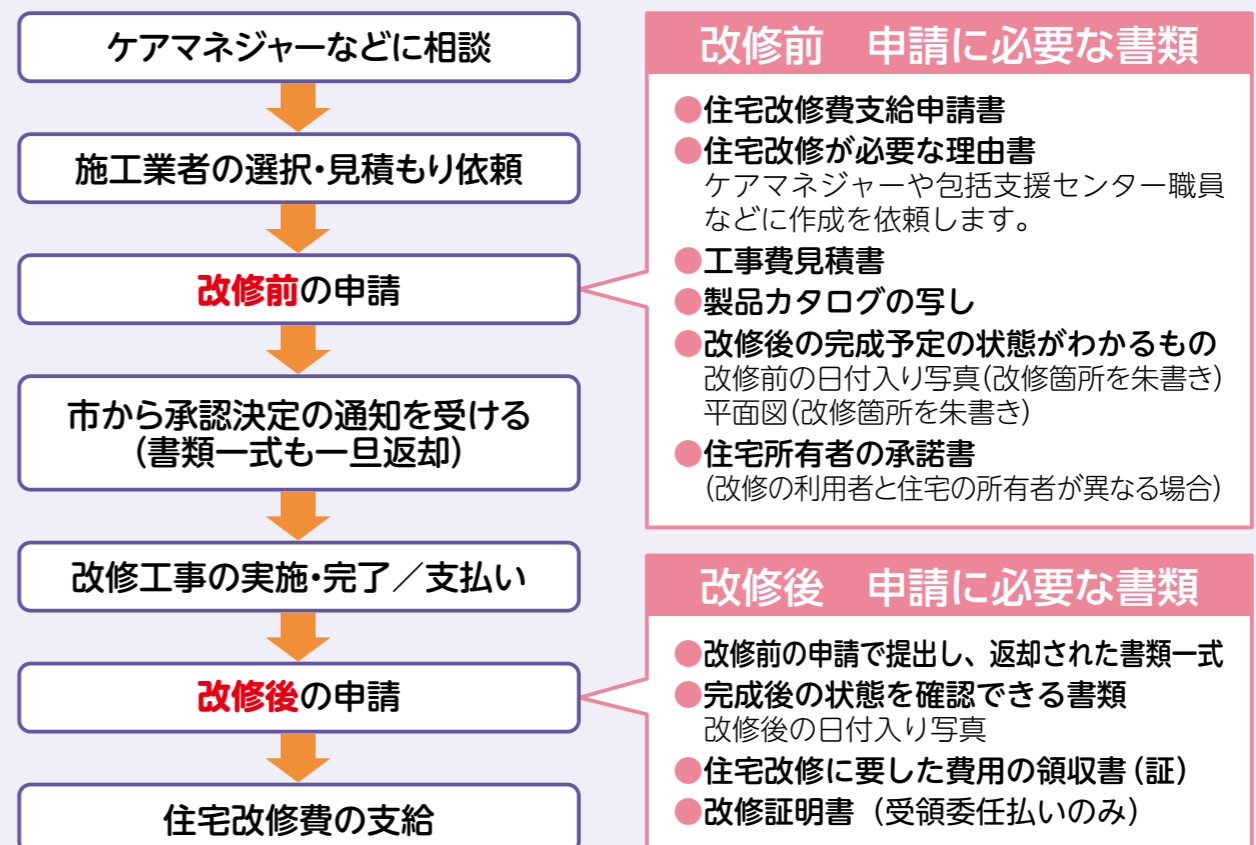
受領委任払い

対象となる改修費用の1割、2割または3割(利用限度額を超える部分は全額自己負担)を施工業者に支払います。

償還払い

対象となる改修費用の全額を施工業者に支払い、そのうち9割、8割または7割(利用限度額を超える部分は全額自己負担)の支給を市に申請します。

手続きの流れ



※なお、介護保険の住宅改修費支給のほかに、高齢者住宅改修費の補助等もあります。詳しくは、51ページを参照ください。

●利用できるサービス

市町村特別給付

紙おむつ購入費の支給 **要介護1~5の方**

宇都宮市独自のサービス（特別給付）として、在宅で要介護1~5の方が使用する紙おむつ（尿取りパッドを含む）の購入費を支給します。

なお、介護保険施設や短期入所、病院に入所・入院の期間、「要支援1・2」と認定を受けた期間に購入されたものは対象となりません。

- 1か月あたりの購入額5,500円を限度としてその9割、8割または7割を支給します。
- 支給方法は、下記の2つの方法から選択することができます。

また、2つの方法を同時に利用することもできます。その場合の限度額は、2つの方法を合わせて5,500円となり、5,500円から受領委任払いの利用額を引いた残額を限度に、償還払いによる支給が受けられます。（受領委任払い優先）

受領委任払い（宅配）

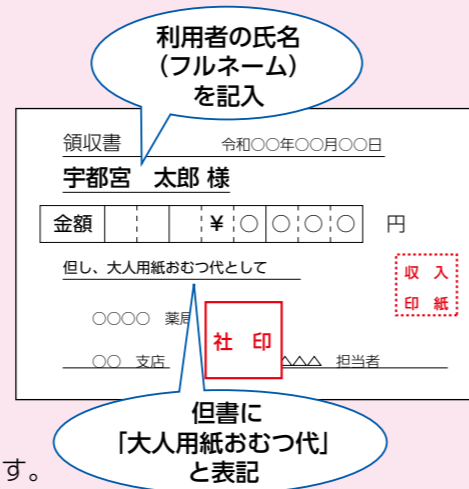
市の登録事業者が紙おむつを自宅に配送します。その際に、費用の1割、2割または3割（利用限度額を超える部分は全額自己負担）を事業者に支払い、紙おむつを購入します。

- 支給の流れ**
- ①登録事業者のカタログの中から、1者を選択し、商品を選びます。
 - ②紙おむつ購入費支給認定申請書（受領委任払い）に利用したい事業者や商品・数量、配達先等を記入し、高齢福祉課の窓口で申請します。
 - ③宅配の日時を事業者と決め、自宅にて商品を受け取り、代金の1割、2割または3割（利用限度額を超える部分は全額自己負担）を支払います。
 - ④後日、市が残りの代金を事業者に支払います。

償還払い

紙おむつ購入後に、領収書（証）を添付して、市に支給申請します。なお、利用限度額を超える部分については全額自己負担になります。

- 支給の流れ**
- ①小売店等で紙おむつを購入し、領収書（証）を発行してもらいます。
※領収書（証）は、被保険者氏名（フルネーム）、購入年月日、購入金額、購入品目（「大人用紙おむつ」または「成人用紙おむつ」と記載したもの）、販売者名が記載されていることを確認してください。
 - ②紙おむつ購入費支給認定申請書（償還払い）に領収書（証）を添付して高齢福祉課等の窓口で申請を行います。
 - ③後日、市が指定の口座に振り込みます。
※購入日（領収日）より2年間、申請できます。
※購入月ごとにまとめて支給します。（利用月、使用月ごとではありません。）



●利用できるサービス〈地域密着型サービス〉

地域密着型サービス

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、身近な生活圏域ごとにサービスの拠点をづくり支援します。原則として、宇都宮市内にある事業所のサービスのみ利用できます。

地域の特性を生かしたサービス

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要介護1~5の方

要支援2の方

※要支援1の方は利用できません。

認知症の状態にある方を対象に、少人数で共同生活しながら、食事、入浴、排せつなど日常生活の支援や機能訓練を行います。

■サービス費用のめやす

2ユニット以上の事業所の場合(1日につき)

要介護1	7,733円 (自己負担 774円)
要介護2	8,092円 (自己負担 810円)
要介護3	8,339円 (自己負担 834円)
要介護4	8,503円 (自己負担 851円)
要介護5	8,678円 (自己負担 868円)

■サービス費用のめやす

2ユニット以上の事業所の場合(1日につき)

要支援2	7,692円 (自己負担 770円)
------	--------------------

短期利用(2ユニット以上の事業所)の場合(1日につき)

要支援2	7,979円 (自己負担 798円)
------	--------------------

短期利用(2ユニット以上の事業所)の場合(1日につき)

要介護1	8,020円 (自己負担 802円)
要介護2	8,390円 (自己負担 839円)
要介護3	8,637円 (自己負担 864円)
要介護4	8,811円 (自己負担 882円)
要介護5	8,975円 (自己負担 898円)

主なサービス内容

- 介護職員の援助を受けての食事、掃除、洗濯、買い物など
- 入浴、排せつの介助 など

※食費、居住費、おむつ代などは実費負担になります。

介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

要介護3~5の方

※要介護1・2の方でも43ページの基準に該当する場合は、入所することができます。

常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な方が、小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームに入所し、日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを受けます。

■サービス費用のめやす

地域密着型介護老人福祉施設(ユニット型個室)の場合(1日につき)

要介護1	7,004円 (自己負担 701円)
要介護2	7,733円 (自己負担 774円)
要介護3	8,503円 (自己負担 851円)
要介護4	9,253円 (自己負担 926円)
要介護5	9,972円 (自己負担 998円)

+ 食費・居住費 (全額自己負担)

施設の形態などによって単価が異なります。（おむつ代はサービス費用に含まれます。）
全額自己負担である食費および居住費のめやす（基準費用額）は、19ページをご確認ください。
※食費・居住費とも実際の費用は、各施設により異なります。
施設への入所は、受付順ではなく、サービスの必要性が高い方から優先的に入所します。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1～5の方

※要支援1・2の方は利用できません。

定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護を行います。

■サービス費用のめやす(1か月)〈一体型の場合〉

訪問看護サービスを行わない場合

要介護1	56,747円(自己負担 5,675円)
要介護2	101,282円(自己負担 10,129円)
要介護3	168,178円(自己負担 16,818円)
要介護4	212,745円(自己負担 21,275円)
要介護5	257,290円(自己負担 25,729円)

訪問看護サービスを行う場合

要介護1	82,797円(自己負担 8,280円)
要介護2	129,343円(自己負担 12,935円)
要介護3	197,438円(自己負担 19,744円)
要介護4	243,390円(自己負担 24,339円)
要介護5	294,865円(自己負担 29,487円)

主なサービス内容

- 訪問介護員などによる巡回訪問介護(食事、入浴、排せつなど)及び看護師などによる訪問看護の定期的なサービス など
- 通報を受けての相談援助及び通報内容等に基づき必要な訪問介護・訪問看護の随時のサービス など

夜間対応型訪問介護

要介護1～5の方

※要支援1・2の方は利用できません。

夜間に定期的な巡回、または随時の通報により、訪問介護員等が居宅を訪問して、食事、入浴、排せつなど日常生活上の支援、緊急時の対応などを行います。

■サービス費用のめやす

基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき)	10,305円 (自己負担 1,031円)
+	
定期巡回サービス費 (1回につき)	3,876円 (自己負担 388円)
随時訪問サービス費(I) (1回につき)	5,908円 (自己負担 591円)



(介護予防)小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の方

要支援1・2の方

「通所」を中心に、利用者の様態や希望に応じて、「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを行います。

■サービス費用のめやす(1月につき)

要介護1	108,031円(自己負担 10,804円)
要介護2	158,772円(自己負担 15,878円)
要介護3	230,968円(自己負担 23,097円)
要介護4	254,913円(自己負担 25,492円)
要介護5	281,068円(自己負担 28,107円)

■サービス費用のめやす(1月につき)

要支援1	35,638円(自己負担 3,564円)
要支援2	72,020円(自己負担 7,202円)

短期利用小規模多機能型居宅介護の場合(1日につき)

要支援1	4,379円(自己負担 438円)
要支援2	5,485円(自己負担 549円)

主なサービス内容

- 入浴や食事の提供
- レクリエーションなどによる交流や機能訓練
- 訪問による、入浴、排せつ、食事などの介護 など

※食費、宿泊費、おむつ代などは実費負担になります。

看護小規模多機能型居宅介護

要介護1～5の方

※要支援1・2の方は利用できません。

「通い」を中心に、「訪問(介護)」や「泊まり」に加え、看護師などによる「訪問(看護)」を組み合わせたサービスを行います。

■サービス費用のめやす(1か月につき)

要介護1	128,577円(自己負担 12,858円)
要介護2	179,896円(自己負担 17,990円)
要介護3	252,888円(自己負担 25,289円)
要介護4	286,822円(自己負担 28,683円)
要介護5	324,444円(自己負担 32,445円)

■短期利用看護小規模多機能型居宅介護の場合(1日につき)

要介護1	5,898円(自己負担 590円)
要介護2	6,590円(自己負担 659円)
要介護3	7,292円(自己負担 730円)
要介護4	7,985円(自己負担 799円)
要介護5	8,666円(自己負担 867円)

※食費、宿泊費、おむつ代などは実費負担になります。

主なサービス内容

- 入浴や食事の提供
- レクリエーションなどによる交流や機能訓練
- 訪問による、入浴、排せつ、食事の介護など
- 看護師の訪問による、血圧や脈拍など病状のチェック

地域密着型通所介護

要介護1～5の方

※要支援1・2の方は通所型サービス相当(47ページ)の利用となります。

定員が18人以下の小規模な通所介護施設で、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を日帰りで行います。

■サービス費用のめやす

7時間以上8時間未満の場合

要介護1	7,733円(自己負担 774円)
要介護2	9,140円(自己負担 914円)
要介護3	10,598円(自己負担 1,060円)
要介護4	12,036円(自己負担 1,204円)
要介護5	13,474円(自己負担 1,348円)

療養通所介護

(難病やがん末期の要介護者を対象)

1月につき▶	131,301円(自己負担 13,131円)
--------	------------------------



食費やおむつ代などについては実費負担になります。入浴や個別の機能訓練を行った場合などに、別途加算があります。

(介護予防)認知症対応型通所介護

要介護1～5の方

要支援1・2の方

認知症の状態にある方に、入浴や食事など日常生活上の世話や機能訓練などを行います。(日帰りで利用するサービスです。)

■サービス費用のめやす

単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要介護1	10,268円(自己負担 1,027円)
要介護2	11,383円(自己負担 1,139円)
要介護3	12,499円(自己負担 1,250円)
要介護4	13,625円(自己負担 1,363円)
要介護5	14,740円(自己負担 1,474円)

■サービス費用のめやす

単独型の場合(7時間以上8時間未満の場合)

要支援1	8,894円(自己負担 890円)
要支援2	9,927円(自己負担 993円)

主なサービス内容

- 看護師などによる健康チェックや日常動作の訓練
- 入浴や食事の提供
- レクリエーションなどによる交流や機能訓練 など

※送迎を含む
施設の職員数や形態などによって単価が異なります。食費やおむつ代などについては、実費負担になります。入浴や個別の機能訓練を行った場合などに、別途加算があります。



施設サービス

施設サービスについては、「要介護1～5」と認定を受けた方のみ利用となります。
また、利用者は、原則として施設サービス費の1割、2割または3割と食費、居住費などを負担します。

在宅での介護が困難な方へ

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

要介護3～5の方

※要介護1・2の方でも、特例入所の基準に該当する場合は、入所の対象となります。

常時介護が必要で、自宅で介護を受けることが困難な方が入所します。入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理や療養上の世話を行います。



■サービス費用のめやす

介護老人福祉施設(多床室)の場合(1日につき)

要介護1	6,049円(自己負担 605円)
要介護2	6,767円(自己負担 677円)
要介護3	7,517円(自己負担 752円)
要介護4	8,236円(自己負担 824円)
要介護5	8,945円(自己負担 895円)

+ 食費・居住費(全額自己負担)

「要介護1・2」の方の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への特例入所

「要介護1・2」と認定を受けた方は、心身の状況や置かれている環境その他の事情により、特例入所の基準に該当する場合、介護老人福祉施設(地域密着型を含む)入所の対象となります。まずは施設へご相談ください。

特例入所の基準

以下の事情により、居宅において日常生活を営む事が困難なことについてやむを得ない事由があること

- ①認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること
- ②知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること
- ③家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること
- ④単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること

- 施設の形態などによって単価が異なります。(おむつ代はサービス費用に含まれます。)
- 全額自己負担である食費および居住費のめやす(基準費用額)は、19ページをご確認ください。
※食費・居住費とも実際の費用は、各施設により異なります。
- 施設への入所は、受付順ではなく、サービスの必要性が高い方から優先的に入所します。

介護老人保健施設(老人保健施設)

要介護1～5の方

在宅復帰を目指し、リハビリテーションを必要とする方が入所します。看護、医学的管理下での介護及び機能訓練、その他必要な医療や日常生活上の世話を行います。



■サービス費用のめやす

介護老人保健施設(基本型・多床室)の場合(1日につき)

要介護1	8,144円(自己負担 815円)
要介護2	8,657円(自己負担 866円)
要介護3	9,325円(自己負担 933円)
要介護4	9,869円(自己負担 987円)
要介護5	10,393円(自己負担 1,040円)

+ 食費・居住費(全額自己負担)

介護医療院

要介護1～5の方

長期にわたり療養が必要な方が入所します。医療、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などを行います。



■サービス費用のめやす

介護医療院(多床室)の場合(1日につき)

要介護1	8,554円(自己負担 856円)
要介護2	9,684円(自己負担 969円)
要介護3	12,139円(自己負担 1,214円)
要介護4	13,176円(自己負担 1,318円)
要介護5	14,121円(自己負担 1,413円)

+ 食費・居住費(全額自己負担)

- 施設の形態などによって単価が異なります。(おむつ代はサービス費用に含まれます。)
- 全額自己負担である食費および居住費のめやす(基準費用額)は、19ページをご確認ください。
※食費・居住費とも実際の費用は、各施設により異なります。
- 施設への入所は、受付順ではなく、サービスの必要性が高い方から優先的に入所します。

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者の介護予防と日常生活の自立を支援する取組で、「サービス・活動事業」と「一般介護予防事業」があります。

※具体的な内容や費用などは、保険者である宇都宮市が独自に設定します。

サービス・活動事業

要介護・要支援認定で要支援1・2と認定された方や基本チェックリストで生活機能の低下がみられた方（12ページ）を対象に、介護サービス事業所による専門的なサービスや、NPO・自治会などの各種団体による幅広い生活支援ニーズに対応した柔軟なサービスを提供します。

これらのサービスの利用にあたっては、地域包括支援センター等で本人の希望や状況に応じたケアプランを作成し、利用するサービスの種類や回数を決定する必要があります（13～14ページ）。まずは、お住まいの地区を担当する地域包括支援センターにご相談ください。

※サービス・活動事業を利用している方が要介護1～5のいずれかに認定された場合でも、サービスA・サービスBを継続的に利用するなど、宇都宮市が定める要件に該当する方については、継続してサービス・活動事業を利用できます。

訪問を受けて利用するサービス

▶ホームヘルパーによる専門的なサービスが必要な方

訪問型サービス相当 要支援1・2の方 事業対象者

ホームヘルパーが定期的に居宅を訪問し、身体介護や生活援助を行います。

提供する人

- ホームヘルパー（介護福祉士、介護職員初任者研修修了者 など）

主なサービス内容

- 安全な食事や入浴などのための見守りや介助（身体介護）
- 掃除や洗濯、調理、買い物などの支援（生活援助）

■サービス費用のめやす（月単位の定額）

週1回程度の利用	1か月 12,253円 (自己負担 1,226円)
週2回程度の利用	1か月 24,476円 (自己負担 2,448円)
週2回程度を超える利用 (要支援2のみ)	1か月 38,835円 (自己負担 3,884円)

▶看護師などによる生活機能改善のための専門的な指導が必要な方

訪問型サービスC 要支援1・2の方 事業対象者

看護師などの専門職が居宅を訪問し、生活機能を改善するための指導を短期間（約3か月間）で集中的に行います。

■サービス費用 無料

提供する人

- 看護師や作業療法士、歯科衛生士 など

主なサービス内容

- 介護予防に向けた運動や脳トレ、口腔ケア など



▶日常の生活においてちょっとした支援が必要な方

訪問型サービスA 要支援1・2の方 事業対象者

宇都宮市が実施する研修の修了者などが定期的に居宅を訪問し、生活援助を行います。

提供する人

- 宇都宮市が実施する生活援助に関する研修の修了者など

主なサービス内容

- 掃除や洗濯、調理、買い物などの支援（生活援助）
- ※「訪問型サービス相当」で提供される「生活援助」と同じです。

■サービス費用のめやす（月単位の定額）

週1回程度の利用	1か月 8,575円 (自己負担 858円)
週2回程度の利用	1か月 17,130円 (自己負担 1,713円)



訪問型サービスB 要支援1・2の方 事業対象者

宇都宮市の登録を受けた団体の会員が定期的に居宅を訪問し、安否確認を兼ねた簡単な家事援助などを行います。

提供する人

- 地域住民（NPOや自治会、ボランティア団体の会員 など）

主なサービス内容

- 清潔の保持につながる掃除や草取り、ごみ出しなどの簡単な家事援助（基本サービス）
- 「基本サービス」と併せて行う傾聴や新聞朗読、買い物などの簡単な支援

■サービス費用のめやす

月2回程度の利用	1回30分程度 500円 (自己負担 50円)
	1回1時間程度 1,000円 (自己負担 100円)
週1回程度の利用	1回30分程度 500円 (自己負担 50円)



サービスBの実施団体を募集しています

宇都宮市では、地域における支え合い活動の充実に向け、地域住民主体の自主活動として訪問型サービスBや通所型サービスB（48ページ）を実施する団体（NPO、自治会、ボランティア団体など）を対象に、事業の運営などにかかる経費の一部を補助しています。詳しくは、高齢福祉課へお問い合わせください。

施設に通って利用するサービス

▶機能訓練指導員などの指導による専門的なサービスが必要な方

通所型サービス相当 要支援1・2の方 事業対象者

通所介護（デイサービス）施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援などを日帰りで行います。

提供する人

- 通所介護サービス事業所の従事者（介護職員、看護職員、機能訓練指導員 など）

主なサービス内容

※事業所によりサービス内容は異なります。

- 基本的なサービス
 - 食事や入浴などの日常生活上の支援や、これらの動作をスムーズに行うための専門職の指導による練習など
- 利用者の目標に合わせた栄養改善、口腔機能の向上を目指すプログラムなども利用できます。

■サービス費用のめやす（月単位の定額）

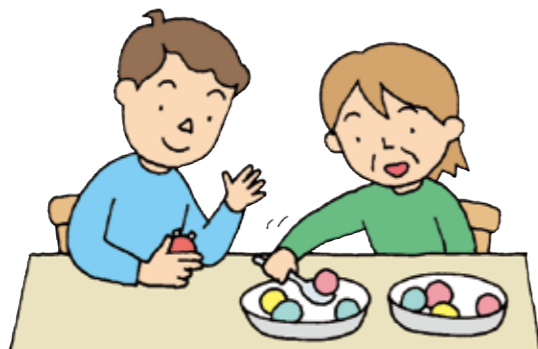
※送迎を含む

週1回程度の利用 ●要支援1の方 ●事業対象者	1か月 18,465円 (自己負担 1,847円)
週2回程度の利用 ●要支援2の方 ●事業対象者	1か月 37,187円 (自己負担 3,719円)

栄養改善

▶1か月2,054円	(自己負担 206円)
▶1か月1,540円～	(自己負担 154円～)

口腔機能向上



▶理学療法士などによる生活機能改善のための専門的な指導が必要な方

通所型サービスC 要支援1・2の方 事業対象者

リハビリテーション専門職がいる介護事業所などで、生活機能を改善するための運動などを短期間（約3か月間）で集中的に行います。

提供する人

- 市が委託する事業者の従事者（理学療法士 など）

主なサービス内容

- 介護事業所などで行う運動機能や口腔機能などの向上に向けた総合的なプログラム

■サービス費用
無料



▶仲間との交流や介護予防運動を必要とする方

通所型サービスA 要支援1・2の方 事業対象者

身近な通所介護（デイサービス）施設で、介護予防に向けた運動やレクリエーションなどを行います。

提供する人

- 社会福祉法人やNPO、株式会社の担当職員 など

主なサービス内容

- 介護予防に向けた運動や創作活動
- 利用者相互の交流を目的としたレクリエーション など

※事業所によりサービス内容は異なります。

■サービス費用のめやす（月単位の定額）

週1回程度の利用	1か月 14,028円 (自己負担 1,403円)
----------	------------------------------

※送迎を含む



通所型サービスB 要支援1・2の方 事業対象者

自治会館などの身近な交流施設などで、介護予防に向けた簡単な運動やレクリエーションなどを行います。

提供する人

- 地域住民（NPOや自治会、ボランティア団体の会員 など）

主なサービス内容

- 介護予防に向けた簡単な運動や創作活動
- 利用者相互の交流を目的としたレクリエーション など

※団体によりサービス内容は異なります。
※送迎はありません。

■サービス費用のめやす

月2回程度の利用 (1回2時間以上)	費用はそれぞれの活動団体が設定
-----------------------	-----------------

その他の生活支援サービス

▶配食による栄養改善や安否確認が必要な方

配食サービス 要支援1・2の方 事業対象者

栄養改善や見守りを目的とした配食を行います。

主なサービス内容

- 栄養改善や見守りを目的とした配食（最大週5食まで）

■費用など

1食あたり450円
(生活保護世帯は400円)

住宅改修に関する支援

高齢者の身体状況や生活環境などに応じて、住宅改修費の補助等を受けることができます。申請手続きについては、**改修工事に着手する前**にお問い合わせください。

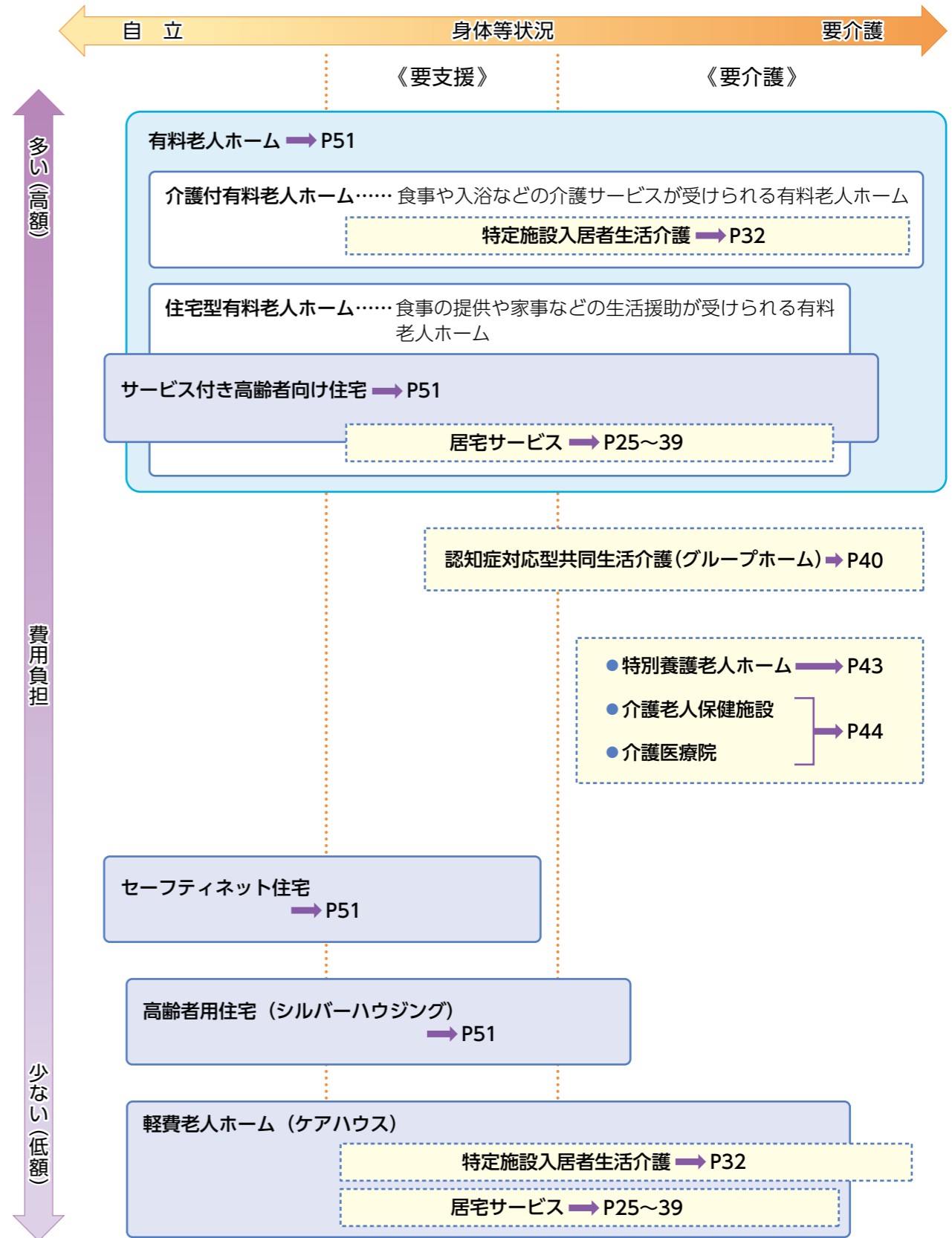
補助等の名称・問い合わせ先	補助等の概要
住宅改修費の支給(介護保険サービス) →P37 問い合わせ先 高齢福祉課 介護サービスグループ ☎632-2906	対象者 要支援1～要介護5の方 対象となる工事 ①手すりの取り付け、②段差の解消、③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更、④引き戸への取り替え、⑤洋式便器等への取り替えなど サービス内容 原則、一生涯に20万円を限度として、対象となる改修費の9割、8割または7割
高齢者にやさしい住環境整備補助事業(在宅福祉サービス) 問い合わせ先 高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎632-2360	対象世帯 要支援1～要介護5の65歳以上の方がいる世帯のうち、生計中心者の前年の所得税が非課税、または世帯の前年所得税の合計が16,200円以下で、市税に滞納がない世帯 対象となる工事 手すりの取り付けや段差の解消など 補助内容 対象工事費の4分の3の額で90万円を限度とする
住宅改修事業費補助金 問い合わせ先 住宅政策課 住宅政策グループ ☎632-2735	対象者 市内在住者(市税を滞納していないこと) 対象となる工事 手すりの取り付けや段差の解消などのバリアフリー改修工事など 補助内容 対象工事費の10分の1の額で10万円を限度とする

高齢者の多様な住まいの提供

施設サービス(43～44ページ)などのほか、高齢者等の身体状況や生活環境などに応じて、多様な住まいを選択することができます。

種類	概要
有料老人ホーム	60歳以上の方を対象とした、食事や介護などの各種サービス機能が付いた高齢者に配慮された居住施設です。このうち、特定施設入居者生活介護(32ページ)の指定を受けた施設(介護付有料老人ホーム)では、当該施設が提供する介護サービスを利用します。
サービス付き高齢者向け住宅	60歳以上の方を対象とした、バリアフリー構造を有し、安否確認や生活相談などのサービスを提供する賃貸住宅です。
セーフティネット住宅	ひとり暮らし高齢者や低所得者などの住宅確保要配慮者を対象とした、入居を拒まない賃貸住宅です。
高齢者用住宅(シルバーハウジング)	老齢に伴う身体機能の低下が認められる方のうち、自立した日常生活が営める健康状態にあり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の方を対象とした、生活援助員(ライフサポートアドバイザー)による安否確認などの支援、緊急時の対応を行う公営住宅です。
軽費老人ホーム(ケアハウス)	老齢に伴う身体機能の低下により自立した日常生活を営むには不安があると認められ、家族による援助を受けることが困難な低所得者(60歳以上の方)などを対象とした、比較的低額な料金で入居できる施設です。このうち、特定施設入居者生活介護(32ページ)の指定を受けた施設では、当該施設が提供する介護サービスを利用します。

高齢者向けの施設及び住まいの位置付け(イメージ図)



※この図は、費用負担と身体等状況の視点から、高齢者向けの施設や住まいの位置付けの大まかな目安をイメージ図として表したものであり、厳密にはこれに当てはまらない場合もあります。
 ※ (点線の囲み) は、施設や住まいで提供される介護サービスです。

認知症に関する相談

地域包括支援センター

地域の身近な高齢者の相談窓口である「地域包括支援センター」では、本人や家族からの認知症に関する相談にも応じています。まずは、お住まいの地区を担当する地域包括支援センター（57～58ページ）にご連絡ください。

認知症の人と家族のための電話相談

「公益社団法人認知症の人と家族の会」の相談員が、認知症（若年性認知症を含む）の方やその家族の悩みごとや介護に関する電話相談に応じています。

電 話	電話相談の受付時間
028-627-1122	月曜日～金曜日 午後1時30分～午後4時

もの忘れ相談会

「最近、もの忘れが増えてきた」や「家族や知り合いが認知症かもしれない」など、心配ごとや悩みごとに応じるための相談会を図書館等で定期的で開催しています。（詳細は「広報うつのみや」等でお知らせします。）

認知症疾患医療センター

栃木県が指定する医療機関に設置される「認知症疾患医療センター」では、認知症疾患の鑑別診断や地域の医療機関等の紹介、認知症に関する相談支援などを行っています。

センター名	住 所	電 話	電話相談の受付時間
皆藤病院	宇都宮市東町22	028-689-5088	月曜日・火曜日・水曜日・金曜日・土曜日 午前9時～午後4時
済生会 宇都宮病院	宇都宮市竹林町911-1	028-680-7010	月曜日～金曜日 午後2時～午後4時

オレンジサロン

認知症の方やその家族、地域の方などが気軽に集まれ、交流できる場である「オレンジサロン」では、認知症に関する専門的な相談にも応じています。

サロン名	開催場所	電 話	開設時間
石 蔵	宇都宮市道場宿町1131	028-667-0365	火・木・土曜日 午前11時～午後3時 毎月第1・第3日曜日 午後1時～午後3時 ※第2土曜日午後5時～午後8時は男性介護者のサロン「止まり木」（祝日、年末年始を除く）
あ ん	宇都宮市田下町846-2	028-652-3525	金曜日 午前10時～午後2時 （祝日、年末年始を除く）
え ん	宇都宮市宝木町1-2580	028-625-5668	月曜日～金曜日 午前10時～正午 （祝日、年末年始を除く）
さくらカフェ	宇都宮市花房2丁目9-33	028-666-8224	月・火・木・金曜日 午後1時～午後3時 （祝日、お盆期間、年末年始を除く）
オレンジカフェろとす （白澤病院）	宇都宮市白沢町1813-16 白澤病院内 1階デイケアルーム	028-673-0011	毎月第2・4水曜日 午後2時～午後4時 （祝日、年末年始を除く）
JCHOオレンジサロン （JCHOうつのみや病院）	宇都宮市新富町9-4 宇都宮市雀宮地区市民センター内 ※運営主体は病院ですが、開催場所は病院ではないためご注意ください。	028-655-6601	毎月第4金曜日 午後1時30分～午後3時30分 ※11月のみ第3金曜日（祝日、年末年始を除く）

認知症に関する支援

認知症高齢者地域生活安心サポート事業

認知症の方が行方不明となった際に、捜索や声掛けの目印となるキーホルダーやお守り型巾着などの「認知症見守りグッズ」の配付と、家族などからの捜索依頼や、依頼を受けた協力者が地図機能や掲示板機能を活用して捜索することができる捜索支援アプリ「オレンジセーフティネット」をご案内します。

対象者 外出して家に戻れないことがある、自分の名前や住所が言えないことがあるなど、認知症等により行方不明になるおそれのある市内在住の高齢者やご家族等

認知症事故救済事業

認知症の方の外出時の方が一に備え、認知症が原因で誰かに怪我を負わせてしまったり、誰かの持ち物を壊してしまったりなどした場合に、市が一定の補償を行います。

対象者 ①本市の要介護認定を受けた方のうち、一定の要件を満たす方、②認知症見守りグッズを申請した方で、保険加入を希望する方
※ 保険加入の要件など、詳細は高齢福祉課企画グループへお問い合わせください。

高齢福祉課 企画グループ ☎ 632-2332

はいかい高齢者等の位置検索システム利用に対する助成

認知症等により、帰り道が分からなくなる方にGPS端末を身に付けていただき、行方不明となったときに、家族が携帯電話やパソコンから位置情報を検索し、現在位置を特定することができます。下記の対象条件を満たし、協定事業者と契約しサービスを利用する場合、初回の登録料及び毎月の利用料の一部を助成します。

対象者 宇都宮市内に住所があり、在宅で生活している65歳以上の方（65歳未満で初老期における認知症に該当する方を含む）又は知的障がいのある方で、認知症等により行方不明になるおそれのある方の介護を行う方で、市税に滞納がない方

高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 632-2360

権利擁護

成年後見制度

認知症等で判断能力が十分でないことにより、ご自身で介護・福祉サービスの利用手続きや預貯金など財産の管理が難しい場合に、家庭裁判所が選任する成年後見人等が、本人に代わって必要な手続きをしたり財産を管理したりして、本人の生活を支援する制度です。

制度の利用手続きの詳細は、宇都宮家庭裁判所にお問い合わせください。

宇都宮家庭裁判所 ☎ 621-4854

なお、身寄りがいないなどの理由で、成年後見制度の申立てが困難な場合は、市長による申立てを行うことができます。

高齢福祉課 相談支援グループ ☎ 632-2357

日常生活自立支援事業

高齢の方や障がいのある方などで判断能力が十分でない方が、地域で安心して自立した生活が送れるように、日常的な預貯金の出し入れや福祉サービスの利用の手続きなどを支援します。

とちぎ権利擁護センター「あすてらす・うつのみや」 宇都宮市中央1-1-15 総合福祉センター内 ☎ 635-1234

その他の支援

在宅高齢者家族介護慰労金の支給

在宅の介護を必要とする高齢者を常に介護している家族に、介護慰労金を支給します。

支給対象者 65歳以上で介護保険の要介護4・5の認定を受けており、申請月の前月から遡り1年間において入院歴がなく、かつ介護サービスの利用日数の合計が10日以内の高齢者を、在宅で日常的に介護している家族

支給額 年額12万円

手続き 「在宅高齢者家族介護慰労金申請書」を、**高齢福祉課 福祉サービスグループ、保健福祉総務課(市役所1階A18番窓口)、各地区市民センター・出張所**又は**各地域包括支援センター**に提出してください。

高齢福祉課 福祉サービスグループ ☎ 632-2360

介護保険と確定申告

介護保険料や介護サービス利用にかかる費用などの一部は、確定申告の際の所得控除の対象となります。

社会保険料控除

1～12月に納めた介護保険料の金額は、社会保険料として課税所得から控除できます。申告の際は、領収証書や「公的年金等の源泉徴収票」(1月末までに年金支払者から送付)、「納付済確認書」(高齢福祉課、各地区市民センター、出張所で交付)などを持参しましょう。

なお、所得税法等の規定により、年金から差し引きされた保険料(特別徴収分)は、本人以外の社会保険料控除とすることはできませんのでご注意ください。

高齢福祉課 介護保険料グループ ☎ 632-2907

医療費控除

●医療費控除の対象となる居宅サービスの費用

居宅サービス計画等に位置づけられた【表Ⅰ】のサービスの自己負担額(1割、2割または3割分)

【表Ⅱ】のサービスの自己負担額(1割、2割または3割分)は、【表Ⅰ】のサービスと併せて利用する場合に限り対象となります。

【表Ⅰ】

- (介護予防)訪問看護
- (介護予防)訪問リハビリテーション
- (介護予防)居宅療養管理指導
- (介護予防)通所リハビリテーション
- (介護予防)短期入所療養介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用する場合に限ります。)
- 看護小規模多機能型居宅介護(上記の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限ります。)

【表Ⅱ】

- 訪問介護(訪問型サービス相当を含む)(生活援助(調理、洗濯、掃除等の家事の援助)中心型を除きます。)
- 夜間対応型訪問介護
- (介護予防)訪問入浴介護
- 通所介護(通所型サービス相当を含む)
- 地域密着型通所介護
- (介護予防)認知症対応型通所介護
- (介護予防)小規模多機能型居宅介護
- (介護予防)短期入所生活介護
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護(一体型事業所で訪問看護を利用しない場合及び連携型事業所に限ります。)
- 看護小規模多機能型居宅介護(【表Ⅰ】の居宅サービスを含む組合せにより提供されるもの(生活援助中心型の訪問介護の部分を除きます。))に限ります。)

注：介護福祉士等による喀痰吸引等の対価は、医療費控除の対象とならないサービスにおいて行われた場合も医療費控除の対象となります。

●医療費控除の対象となる施設サービスの費用

- 介護老人福祉施設(地域密着型を含む)にかかる、自己負担額(1割、2割または3割分)と食費及び居住費の合計額の2分の1。
- 介護老人保健施設、介護医療院にかかる、自己負担額(1割、2割または3割分)と食費及び居住費の合計額。

※なお、申告の際はサービス事業所が発行した領収書(証)が必要となります。居宅介護(予防)支援事業所名(居宅サービスの場合)、医療費控除の対象となる金額などが記載されることになっています。

市から支給された高額介護サービス費等は、医療費控除から差し引かれます。高額介護サービス費等の支給額が不明な方は、「高齢福祉課 介護サービスグループ」までお問い合わせください。

高齢福祉課 介護サービスグループ ☎ 632-2906

障がい者控除対象者の税金控除

障がい者手帳を所持していなくても、介護認定を受けている満65歳以上の方で、その障がいの程度が、身体・知的または精神障がい者に準ずる者として市長の認定を受けている方については、障がい者控除を受けることができます。

なお、障がい者手帳等による障がい者控除対象者(身体障がい者手帳3～6級相当)のうち、本制度により特別障がい者控除の対象になる場合も、申請することができます。

手続き

『障がい者控除対象者認定書交付申請書』を高齢福祉課 認定審査グループ、又は各地区市民センター、出張所に提出してください。認定された場合『障がい者控除対象者認定書』が交付されますので、税の申告の際に利用ください。



高齢福祉課 認定審査グループ ☎ 632-2986

おむつ代の医療費控除に必要な確認書を交付します

(令和6年以降のおむつ代の申告について)

下記要件に該当した方は、「主治医意見書内容確認書」でおむつ代の医療費控除が受けられます。

控除対象者 本市において要介護認定申請を行い、認定を受けた被保険者

- おむつ代の医療費控除を受けるのが1年目の方
おむつを使用した当該年度に受けていた要介護認定期間が6か月以上の方
- おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方
おむつを使用した当該年度またはその前年に受けていた要介護認定期間が13か月以上の方

交付要件 主治医意見書が次の3項目すべての要件を満たしているとき

- 当該年度またはその前年に作成されたもの
- 「障がい高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)」がB1・B2・C1・C2のいずれかであること
- 「失禁への対応」としてカテーテルを使用していることまたは尿失禁の可能性ありに該当すること

申請場所 市役所高齢福祉課・各地区市民センター及び出張所

なお、本人または同一世帯の方以外の方が申請する場合、委任状が必要です。

※申請の際、本人確認できる書類(免許証、マイナンバー、パスポート等)をお持ちください。

交付手数料 無料

高齢福祉課 認定審査グループ ☎ 632-2986

確定申告及び確定申告会場についてのお問い合わせ先
宇都宮税務署 宇都宮市昭和2丁目1番7号 ☎ 621-2151(代表)

住み慣れた地域で暮らし続けるお手伝い

宇都宮市には、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように支援を行う中核機関として、25か所の地域包括支援センターがあります。

介護予防・総合事業に関すること

地域に住む高齢者の皆さんが要介護状態にならないように、予防対策を実施しています。

要介護状態になる可能性の高い方や要支援1・2の方には、自立した生活が維持できるよう、介護予防のためのケアプランの作成や介護予防サービスの利用調整を行います。



さまざまな相談ごと

高齢者をはじめ、子どもや障がい者など、様々な方の日常生活での相談や困りごとを受け止め、保健福祉サービスの案内や利用のアドバイスなどを行っています。

どこに相談したらよいか分からないなどは、まず私たちにご相談ください。

私たちがサポートします!
地域包括支援センターでは
こんなことを行っています

権利を守ること

高齢者虐待への対応や消費者被害の防止、成年後見制度の利用など、専門家や関係機関と連携して、高齢者の皆さんの権利を守ります。



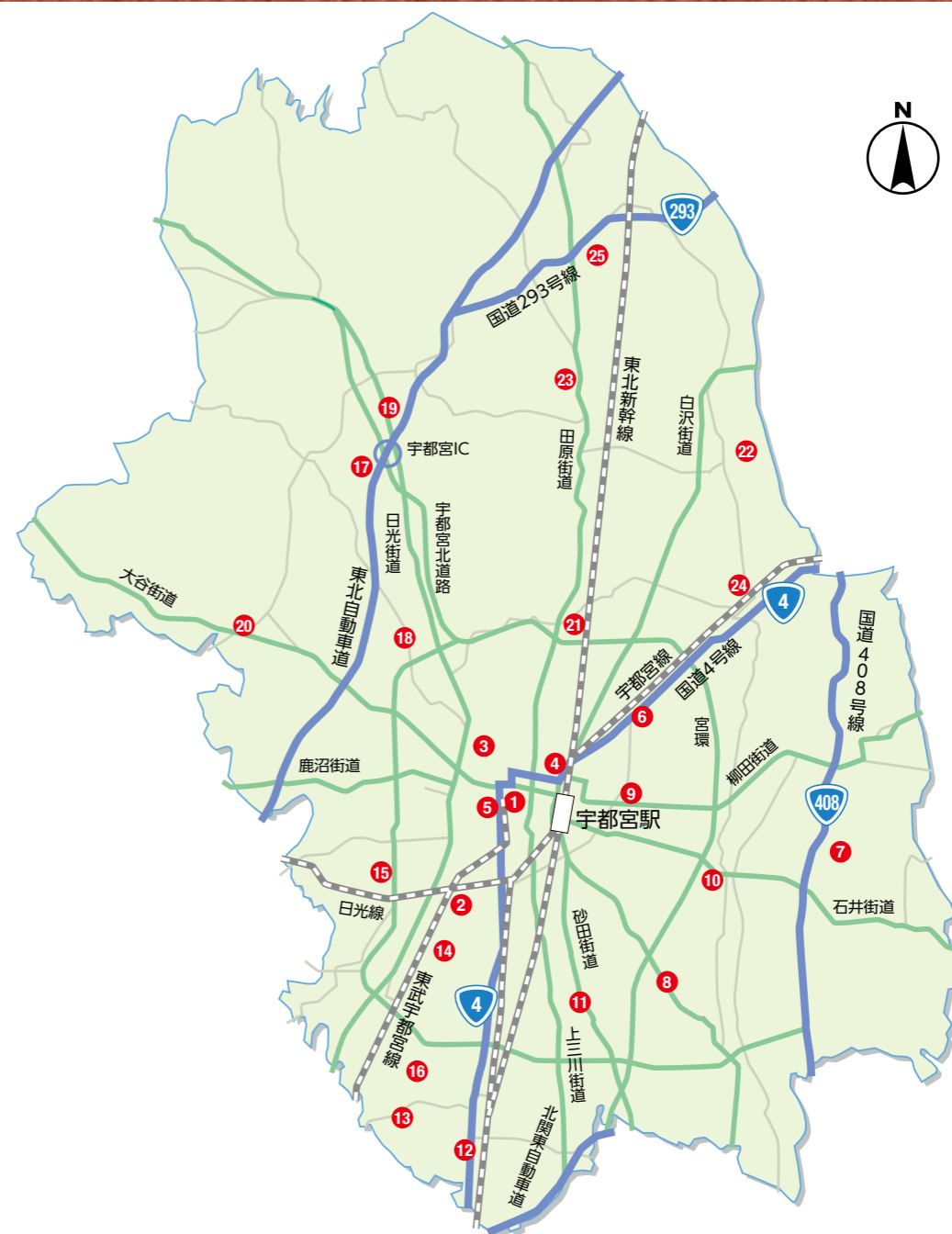
暮らしやすい地域にするために

高齢者の皆さんの心身の状態やその変化に合わせて、必要なサービスが途切れなく提供されるように、ケアマネジャーへの助言や医療機関など関係機関との連携・調整を行います。

ご相談は、電話やセンターの窓口で受け付けるほか、ご自宅へも訪問します。窓口や訪問の対応は月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分です。緊急の場合は、電話で24時間連絡可能な体制になっています。

◆お気軽にご利用ください お住まいの地区を担当する地域包括支援センター

名称	所在地	電話番号	担当地区(自治会連合会名)
① 地域包括支援センター御本丸	中央1-5-12 見木ビル	651-4777	中央、築瀬、城東
② 地域包括支援センターようなん	陽南4-6-34	658-2125	陽南、宮の原、西原
③ 地域包括支援センターきよすみ	星が丘1-7-8	622-2243	昭和、戸祭
④ 地域包括支援センター今泉・陽北	今泉3-13-1 喜多川マンション1階	616-1780	今泉、錦、東
⑤ 地域包括支援センターさくら西	西2-1-7	610-7370	西、桜
⑥ 鬼怒地域包括支援センター	御幸町77 森崎ビル	683-2230	御幸、御幸ヶ原、平石
⑦ 地域包括支援センター清原	鐘山町1983	667-8222	清原
⑧ 地域包括支援センター瑞穂野	上桑島町1476-2	656-9677	瑞穂野
⑨ 地域包括支援センター峰・泉が丘	東今泉2-1-1	613-5500	峰、泉が丘
⑩ 地域包括支援センター石井・陽東	石井町2580-1	660-1414	石井、陽東
⑪ よこかわ地域包括支援センター	屋板町578-504	657-7234	横川
⑫ 地域包括支援センター雀宮	南高砂町11-17	655-7080	雀宮(東部)
⑬ 地域包括支援センター雀宮・五代若松原	針ヶ谷町655	688-3371	雀宮(西部)、五代若松原



名称	所在地	電話番号	担当地区(自治会連合会名)
⑭ 緑が丘・陽光地域包括支援センター	双葉1-13-56	684-3328	緑が丘、陽光
⑮ 地域包括支援センター砥上	砥上町54-1	647-3294	姿川(北部)、富士見、明保
⑯ 姿川南部地域包括支援センター	幕田町1456-1	654-2281	姿川(南部)
⑰ くにもと地域包括支援センター	宝木本町2141	666-2211	国本
⑱ 地域包括支援センター細谷・宝木	細谷町486-7	902-4170	細谷・上戸祭、宝木
⑲ 富屋・篠井地域包括支援センター	徳次郎町65-8	665-7772	富屋、篠井
⑳ 城山地域包括支援センター	田野町666-2	652-8124	城山
㉑ 地域包括支援センター豊郷	川俣町900-2	616-1237	豊郷
㉒ 地域包括支援センターかわち	白沢町771	673-8941	河内(古里中学校区)
㉓ 田原地域包括支援センター	上田原町346-18	672-4811	河内(田原中学校区)
㉔ 地域包括支援センター奈坪	下岡本町1987-1	671-2202	河内(河内中学校区)
㉕ 上河内地域包括支援センター	中里町218-1	674-7222	上河内

相談窓口

宇都宮市保健福祉部高齢福祉課 (市役所2階D6番窓口)

- 要介護(支援)認定については
認定審査グループ ☎ 028-632-2986
- 介護保険サービスについては
介護サービスグループ ☎ 028-632-2906
- 介護保険料については
介護保険料グループ ☎ 028-632-2907
- 介護予防については
相談支援グループ ☎ 028-632-2358

F A X 028-632-3040